



利根町観光協会
イメージキャラクター「とねりん」

2025

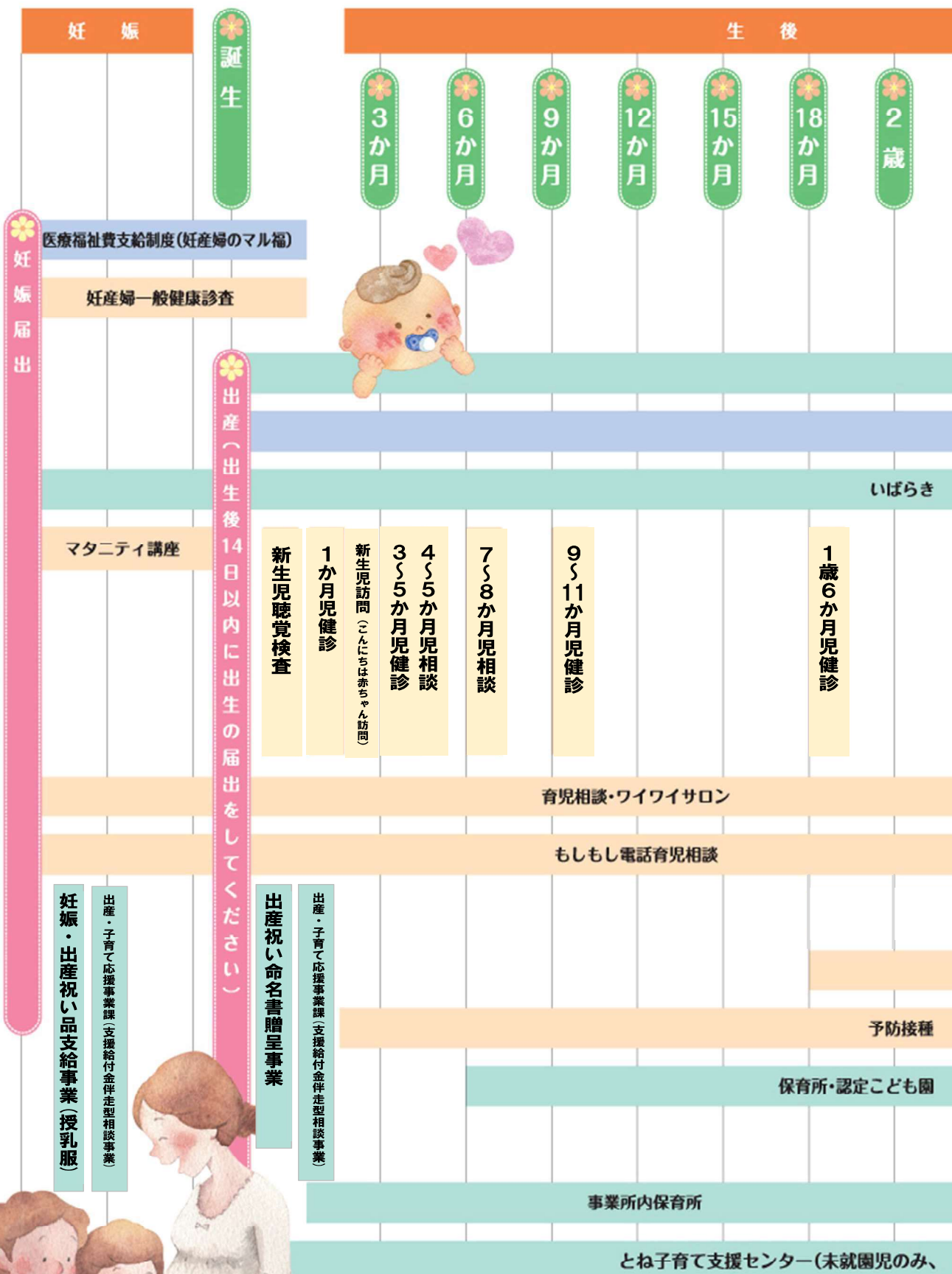
とねまち子育て支援ガイドブック

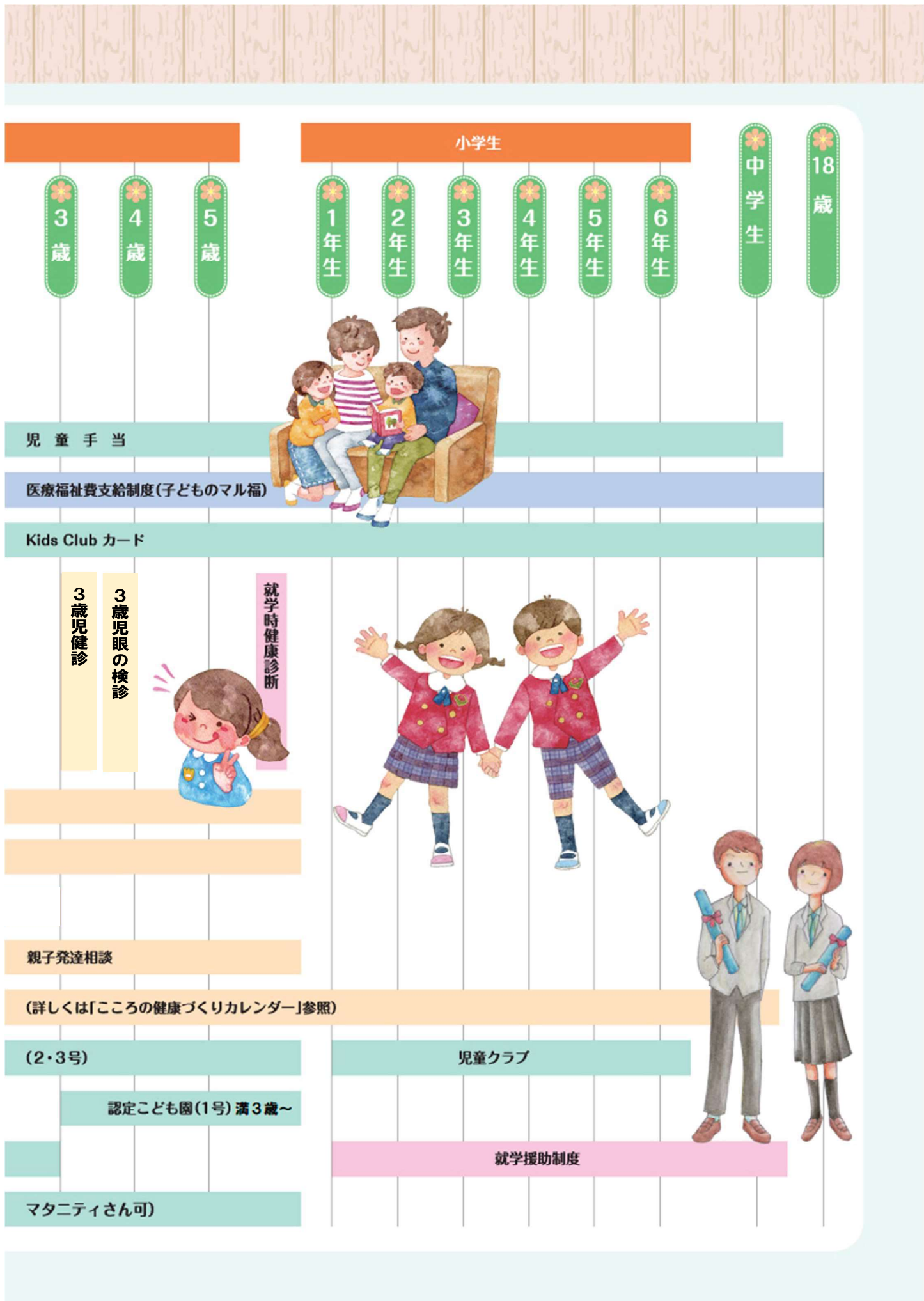
もくじ

年齢別 主な制度早見表 ～利根町の子育てライフステージ～	4
利根町 お問い合わせ一覧	6
利根町役場庁舎内マップ	7
情報の入手方法	8
町公式ホームページ「子育て支援」バナー	8
情報メール一斉配信サービス	8
赤ちゃんが生まれるまで	9
♥01：妊娠届	9
♥02：妊産婦・乳児一般健康診査受診票の交付	9
♥03：利根出産・子育て応援事業（妊婦のための支援給付交付金）	9
♥04：マタニティ講座 ～マタニティ生活を楽しく過ごすためのお手伝い～	10
♥05：医療福祉費支給制度（妊産婦のマル福）	10
♥06：利根町妊娠・出産祝い品支給事業（母乳育児用品（授乳服））	11
♥07：いばらき Kids Club カード（いばらき子育て家庭優待制度）	11
♥08：いばらき身障者等用駐車場利用証制度 ～妊産婦の方は利用できます～	12
♥09：不育症治療費助成事業 ～不育症治療費の一部を助成します～	12
♥10：こども家庭センター	13
赤ちゃん誕生	14
♥01：出生届	14
♥02：医療福祉費支給制度（子どものマル福）	14
♥03：児童手当	15
♥04：利根町出産祝い命名書贈呈事業	16
♥05：新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	16
♥06：利根町出産・子育て応援事業（妊婦のための支援給付交付金）	16
♥07：産後ケア事業	17
♥08：未熟児養育医療給付制度	17
♥09：新生児聴覚検査費用の助成	18
♥10：ブックスタート事業	18
♥11：母子手帳アプリ「とねなび🌸さくらっこ」	18
乳幼児期の健康・育児相談	19
♥01：乳幼児の健診	19
♥02：育児相談	20
♥03：予防接種	20
♥04：親子発達相談	20
♥05：もしもし電話育児相談	20
認定こども園・保育所・事業所内保育所	21
♥01：認定こども園 【 0歳～5歳 】	21
♥02：保育所 【 0歳～5歳 】	21
♥03：事業所内保育所（地域型保育） 【 0歳～2歳 】	21
♥04：認定こども園・保育所・事業所内保育所に入園するには	22
♥05：子育てのための施設等利用費給付事業	22
その他の保育サービス	23
♥01：一時預かり	23
♥02：病児保育	23
♥03：保育サービス（在宅福祉サービス事業：愛称『まごころサービス』）	24
♥04：子育て短期支援事業（ショートステイ）	24
♥♥♥：児童虐待かもと思ったら（児童相談所全国共通ダイヤル）、里親について	25

小学校・中学校・高等学校.....	26
♥01：各学校紹介.....	26
♥02：利根町学校給食弁当代替者対応補助金.....	26
♥03：通学用ヘルメット贈呈事業.....	27
♥04：就学援助制度・特別支援教育就学奨励費補助金制度.....	27
♥05：ランドセル支給事業.....	28
♥06：教育相談.....	28
♥07：適応指導教室「とねっ子ひろば」.....	29
♥08：家庭教育セミナー事業.....	29
♥09：児童クラブ.....	29
♥10：区域外就学手続き.....	30
♥11：奨学金.....	31
♥12：ひきこもり相談.....	31
ひとり親家庭への支援.....	32
♥01：医療福祉費支給制度（ひとり親家庭のマル福）.....	32
♥02：児童扶養手当.....	33
♥03：鉄道（JR）定期券の割引.....	33
♥04：母子・父子・寡婦福祉資金貸付金.....	34
♥05：ひとり親家庭交流事業.....	34
♥06：ひとり親家庭へ入学・卒業祝品贈呈.....	34
子どもの発達が気になる・障がいがある.....	35
♥01：特別児童扶養手当.....	35
♥02：障害児福祉手当.....	35
♥03：利根町在宅心身障害児福祉手当.....	35
♥04：利根町重度心身障害者介護慰労金.....	36
♥05：利根町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業.....	36
♥06：自立支援医療（育成医療）.....	36
♥07：医療福祉費支給制度（障がい児のマル福）.....	37
♥08：小児慢性特定疾病医療費助成制度.....	38
遊ぶ・学ぶ・体験する.....	39
♥01：図書館　～図書館の上手な活用方法～.....	39
♥02：とね子育て支援センター.....	40
♥03：町内子育て支援団体.....	41
♥04：スポーツ少年団事業.....	41
♥05：子ども体験学習事業.....	42
♥06：英語教室事業.....	42
♥07：生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（県事業）.....	42
住まい・暮らしの応援.....	43
♥01：利根町新築マイホーム取得助成金.....	43
♥02：空き家子育て活用促進奨励金.....	44
♥03：利根町ふれ愛タクシー（デマンド型乗合タクシー）.....	44
♥04：福祉バス（福ちゃん号）.....	45
その他.....	46
♥01：赤ちゃんテントの貸し出し.....	46
♥02：低所得世帯中学校入学時援助.....	46
♥03：交通遺児見舞金.....	46
利根町のおすすめスポット.....	47
♥01：利根親水公園.....	47
♥02：利根川桜つつみ.....	47
利根町マップ.....	48
救急・医療.....	50

年齢別 主な制度早見表 ～利根町の子育てライフステージ～





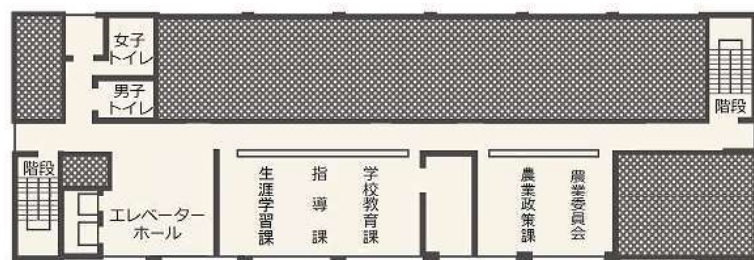
利根町 お問い合わせ一覧

施設	問い合わせ対応時間	住所	電話番号
利根町役場	月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み） 午前8時30分～午後5時15分	利根町布川 841-1	0297-68-2211（代）
利根町保健福祉センター		利根町下曽根 221-1	0297-68-8291
利根町生涯学習センター	火～日曜日（月曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み） 午前9時～午後5時	利根町中谷 967	0297-68-3263
利根町文化センター		利根町下曽根 187	0297-68-7881
利根町総合教育センター	月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み） 午前9時～午後4時30分	利根町大房 228	未定
利根町図書館	開館・休館日は図書館カレンダー（広報・利根町図書館ホームページに掲載）でご確認ください。 午前9時30分～午後5時	利根町下曽根 278-1	0297-68-8868
利根町民すこやか交流センター （利根町社会福祉協議会）	月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み） 午前9時～午後5時	利根町布川 2968 利根町民すこやか交流センター内	0297-68-7771

子育てに関する手続きなどのお問い合わせ	窓口担当課	場所
出生届、戸籍、住民票	住民課	利根町役場 行政棟 1階
国民健康保険、国民年金、医療福祉費支給制度（マル福）	保険年金課	利根町役場 行政棟 1階
児童手当、利根町妊娠・出産祝い品支給事業、認定こども園・保育所・事業所内保育所、病児保育、児童クラブ、ひとり親家庭への支援（総合窓口）、児童虐待、子育て短期支援事業、里親、こども家庭センター妊娠届、母子健康手帳交付、妊婦相談・マタニティ講座・育児相談、健康診断、発達相談	子育て支援課	利根町役場 議会棟 1階
障がいのあるお子さんへの支援（総合窓口）、DV生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援	福祉課	利根町役場 議会棟 1階
空き家・空き地バンク	生活環境課	利根町役場 行政棟 2階
情報メール一斉配信サービス、利根町行政アプリ	総務課	利根町役場 行政棟 3階
新築マイホーム助成、利根町ふれ愛タクシー	政策企画課	利根町役場 行政棟 3階
小・中学校（転入学や区域外就学の手続き等）、給食費補助金、新入学祝支給（ランドセル、ヘルメット）、小・中学校の助成・奨学金	学校教育課	利根町役場 行政棟 4階
小・中学校生活に関する相談（いじめ、不登校等）、適応指導教室	指導課	利根町役場 行政棟 4階
町民運動会、利根町駅伝大会、利根町ウォーキング大会、スポーツ少年団、子ども自然体験交流事業、スポーツ教室事業、レクリエーション事業、学校体育施設開放事業、学校跡地体育施設事業	生涯学習課	利根町役場 行政棟 4階
子ども体験学習事業、英語教室事業	生涯学習センター	生涯学習センター
家庭教育セミナー事業	利根町文化センター	利根町文化センター
ブックスタート事業	利根町図書館	利根町図書館
予防接種、福祉バス（福ちゃん号）	利根町保健福祉センター	利根町保健福祉センター

利根町役場庁舎内マップ

4 F・行政棟



3 F・行政棟



2 F・行政棟



1 F・行政棟



1 F・議会棟

赤ちゃんが生まれたときの手続き

★基本的な流れです。

下記①～③の順に手続きを行ってください。
その他、手続きが必要な方もいらっしゃいます。
※②が混雑している場合は、③が先でもかまいません。

手続きは全体で1時間程かかることがあります。
お時間に余裕を持ってお越しください。

①住民課での手続き

出生届出 (P.14)



②保険年金課での手続き

国民健康保険 (加入世帯のみ)

医療福祉費支給制度 (子どものマル福) (P.14)



③子育て支援課での手続き

児童手当 (P.15)

利根町妊娠・出産祝い品支給事業 (出産祝い品) (P.16)

各手続きに必要なものをご持参ください。
不明な点は、各担当窓口宛にご連絡ください。



★ 授乳室 ♥ おむつ交換台 ☺ キッズコーナーあります！

情報の入手方法

利根町行政アプリ

町ではスマートフォン用アプリを公開しています。
妊娠・出産・子育てに関する手続きなどの情報も配信しています。
App Store または Google Play から「利根町」と検索し、ダウンロードしてください。



※下記二次元コードからダウンロードページにアクセスできます。



App Store



Google Play

町公式ホームページ

様々な子育て支援の情報については、町公式ホームページでも紹介しています。トップページの「利根町について」にある「子育て支援」のバナーからご覧ください。

利根町公式ホームページ URL : <https://www.town.tone.ibaraki.jp>



クリックすると、子育て関連のお知らせや子育て支援ガイドブック、保育所等入所や児童クラブ入級について、町内子育て支援団体などの情報を確認することができます。

【利根町公式ホームページ】



情報メール一斉配信サービス

町の情報メール一斉配信サービスでも、子育てに関する手続きなど必要な情報を配信しています。お手持ちの携帯電話やスマートフォンなどへ登録する場合には、事前に町公式ホームページのトップページの「情報メール一斉配信サービス」のバナー内、利用規約等の内容を確認してからご登録願います。

配信サービス登録時のメールアドレス：mm_tone_regist@ictcms.jp

※iPhone ユーザの方への注意点

iPhone で右記の二次元コードを使用し、空メールを送信する際には、必ず「件名」に「利根町」と入力して送信してください。「件名」が空白の場合には、空メール送信ができませんのでご注意ください。

【空メール送信用二次元コード】



お問い合わせ

総務課 秘書広聴係

☎ 0297-68-2211

赤ちゃんが生まれるまで



♡01：妊娠届

内 容

妊娠したら、子育て支援課に妊娠届を出してください。届出をされた方には、母子健康手帳、妊産婦・乳児一般健康診査受診票、妊娠中や出産後の案内等を交付します。

手続き

医療機関にて診察後、電話で事前にご予約の上、子育て支援課窓口へお越しください。アンケート等にご記入いただき、妊娠から出産直後までの生活や手続きについての説明や相談もお受けします。1時間程度お時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

手続きに必要なもの

☐ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの ☐ 妊婦の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♡02：妊産婦・乳児一般健康診査受診票の交付 ※母子健康手帳交付時に交付します。

内 容

- ・妊婦一般健康診査（医療機関）に係る健診料を16回分補助します。（健診の内容によっては自己負担があります。）
- ・産婦一般健康診査（医療機関）に係る健診料を2回分補助します。（健診の内容によっては自己負担があります。）
- ・乳児一般健康診査（医療機関）に係る健診料3回分補助します。（1か月児健診、3～5か月健診、9～11か月健診）
- ・新生児聴覚検査に係る検査料を補助します。（詳細はP.17「新生児聴覚検査費用の助成」を参照）

※R7より多胎妊婦健康診査（医療機関）に係る健診料を3回分補助します。（対象の方にお渡しします。）

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♡03：利根町出産・子育て応援事業（妊婦のための支援給付交付金）

内 容

利根町では、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時から継続的に相談・支援を行う「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」の充実を図ります。また、同時に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）		（経済的支援）
妊娠届出時面談 <u>妊娠届出をした方全員対象</u> アンケートの回答や子育てガイドなどを確認しながら 出産までの見通しを立てます。		<u>妊娠届出後</u> 必要書類をご提出いただき、受理ができましたら 妊婦のための支援給付交付金 5万円を給付します。 <u>妊娠届出8ヶ月面談</u> 面談と一緒に妊娠祝い品支給事業の申請手続きを行って ください。
妊娠8か月頃面談 <u>全員対象</u> 出産に向け、健診受診状況や出産の準備、 産後のサポート状況などを確認します。 面談が難しい場合はご相談ください。		

手続き

妊娠届出時に申請書を記入していただきます。

手続きに必要なもの

☐ 口座番号のわかるもの ☐ 印鑑

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♥04：マタニティ講座 ～マタニティ生活を楽しく過ごすためのお手伝い～

内 容

妊婦さんと、その家族の方を対象に、妊娠中・出産後のお母さんの生活や赤ちゃんとの生活について学びます。
利根町の子育てサービスの案内や赤ちゃんのお風呂入れ、おむつ交換体験などを行います。

実施場所

利根町保健福祉センター

手続き

受講を希望される方は、事前に子育て支援課まで連絡し、予約をしてください。

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♥05：医療福祉費支給制度（妊産婦のマル福）

内 容

マイナ保険証等を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。利根町では、県の制度にプラスして町独自の助成もしています。

対 象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対 象		有効期間	所得制限額
県の制度 県マル福	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦のうち、本人、配偶者または扶養義務者※1の所得が所得制限額を超えない方 ※1 扶養義務者：世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）	母子健康手帳の交付を受けた月の初日から 出産の翌月末日まで	本人と配偶者のうち、高い方の所得が 630 万円未満 （扶養 1 人につき 38 万円 加算）、または扶養義務者の所得が 1,000 万円未満
町の制度 町マル福	県の制度が非該当となった方		なし

受給者証交付の手続き

母子健康手帳の交付を受けた後、すみやかに保険年金課で手続きしてください。（申請が遅れた場合、さかのぼっての資格取得はできません。）

受給者証交付の手続きに必要なもの

- ☐対象となる方の資格確認書等 ☐母子健康手帳（予定日を記入）
☐個人番号（マイナンバー）がわかるもの※2 ☐口座番号のわかるもの※3
※2 利根町に転入された方（対象となる方、配偶者または扶養義務者）
※3 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内の産科・婦人科を受診するとき〈県マル福〉

産科・婦人科窓口で、マイナ保険証等と医療福祉費受給者証を提示してください。

※安全な出産をする為に産婦人科医が認めた場合には、紹介状により他科で医療福祉費受給者証を使用できる場合があります。

下記の自己負担金額内の請求のみとなります。保険適用外費用については別途お支払いください。

（外来の自己負担分は、後日、町から指定口座に振り込みます。）

◎茨城県内の産科・婦人科以外、茨城県外の医療機関を受診するとき、県の制度が非該当になった方が茨城県内外の医療機関を受診するとき（産科・婦人科含む）〈町マル福〉

医療福祉費受給者証は利用できません。マイナ保険証等を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

自己負担金

- ◎外 来：1 病院につき 1 日 600 円まで（1 か月 2 回までの負担 1,200 円を限度。同じ病院へ 3 回以上行った場合、3 回目以降は自己負担なし）
- ◎入 院：1 病院につき 1 日 300 円、1 か月上限 3,000 円
- ◎調剤薬局：自己負担なし

■自己負担金振り込み予定（外来のみ）：

2～4 月診療分は 7 月、5～7 月診療分は 10 月、8～10 月診療分は 1 月、11～1 月診療分は 4 月に、それぞれ 3 か月分をまとめて振り込みます。

※1 か月内に 2 回までの受診で外来自己負担金とともに 600 円未満の場合は、支給申請が必要です。

支給の手続き

茨城県内の産科・婦人科以外または茨城県外の医療機関で支払った領収書を 1 か月分まとめて、診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日、町から指定口座に振り込みます。

※支給申請は診療から 5 年以内です。原則として、領収書原本は返却できません。



支給の手続きに必要なもの

- ☐ 領収書 ☐ 医療福祉費受給者証

お問い合わせ 保険年金課 医療年金係 ☎ 0297-68-2211

♡06：利根町妊娠祝い品支給事業

内 容

町内在住の、母子健康手帳を交付された妊婦の方に母乳育児用品（授乳服）を支給する事業です。母乳育児用品は、授乳服（T シャツ型）、穴あきキャミソール、授乳用ブラジャーの 3 点セットです。この事業により、産前の母親の不安軽減と経済的負担の軽減を図ります。

母乳育児用品（授乳服）の申請手続き

妊娠 8 か月頃の面談を受けた後、子育て支援課で申請手続きをしてください。

申請受付期間：妊娠 8 か月頃の面談実施から出産日まで。

手続きに必要なもの

- ☐ 母子健康手帳



お問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

♡07：いばらき Kids Club カード（いばらき子育て家庭優待制度）

内 容

「いばらき Kids Club」協賛店舗等でカードを提示すると、料金割引や粗品進呈等の優待サービスが受けられる制度です。全国共通ロゴマーク入りの新カードであれば、同じロゴマークを掲示している全国の協賛店舗等で利用することができます。

対 象

妊娠中の方や 18 歳以下（満 18 歳に達した日以降、最初に迎える 3 月 31 日まで）のお子さんがある保護者。

（保護者 1 人につき 1 枚）

有効期限：一番下のお子さんが 18 歳になる年の年度末まで。

手続

即日交付。子育て支援課窓口にて申請書を記入してください。

手続きに必要なもの

- ☐ 妊娠中の方→母子健康手帳 ☐ 第 2 子以降を妊娠・出産した方、新カードに変更する方→現在お使いのカード



新カード

お問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

♥08：いばらき身障者等用駐車場利用証制度 ～妊産婦の方は利用できます～

内 容

ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場（車いす使用者用駐車施設）が適正に利用されるよう、障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦の方などに対し、当該駐車場の利用証を発行します。利用証は、全国 42 府県の間で利用可能です。

手続き

妊娠 7 か月以降の方で、利用証が必要な方は福祉課 ⑤番窓口にお越しください。利用期間は、妊娠 7 か月～産後 6 か月です。

手続きに必要なもの

☐ 母子健康手帳

お問い合わせ 福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♥09：不育症治療費助成事業 ～不育症治療費の一部を助成します～

内 容

不育症検査や治療を受けた方に費用の一部を助成します。

対象の検査・治療

保険適用外の不育症検査・治療

※入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等は助成対象に含みません。

対 象

●次の全てに該当する方が対象です。

- ①法律上の婚姻、または事実婚関係にある方で町長が認める方
- ②不育症治療等を終了した日の 1 年以上前から補助金の交付申請日まで、夫または妻のいずれかが、利根町の住民基本台帳に引き続き登録されていること
- ③流産または死産の既往が合わせて 2 回以上ある夫婦で、不育症治療などを受けた方
- ④健康保険証をお持ちの方
- ⑤他の市町村で類似の補助金などの交付を受けていない方
- ⑥茨城県が実施する不育症検査費助成事業の対象となる検査を含む不育症治療等を受けた場合は、県助成事業の交付決定を受けていること
- ⑦町税等の滞納がないこと

助成金額

1 年度あたり 5 万円を上限（ただし、補助金対象費用が 5 万円に満たないときは当該費用の額）

※茨城県が実施する不育症検査費用助成事業の対象となる検査を受けた方は、県からの助成金額を控除した額を助成。

申請上限

夫婦 1 組につき、1 年度あたり 1 回まで申請できます。

手続き

子育て支援課へご連絡の上、以下の書類をお持ちください。

手続きに必要なもの

- ☐ ①利根町不育症治療費助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
 - ☐ ②利根町不育症治療費医療機関受診証明書（様式第 2 号）
 - ☐ ③不育症治療に要した金額を証明できる受診医療機関発行の領収書
 - ☐ ④振り込み口座がわかるもの（通帳など）
 - ☐ ⑤印鑑
 - ☐ ⑥住民登録及び婚姻関係が証明できるもの
 - ☐ ⑦町税等の滞納がないことを証明できるもの
- ※⑥⑦の書類は申請書の同意書に同意し、町の公簿等で確認できる場合は省略します。

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♡10：こども家庭センター

内 容

妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する相談等に対応する“子育て世代包括支援センター(母子保健)”と様々な子育てに関する心配事の相談等に対応する“子ども家庭総合支援拠点の機能をもつ児童福祉”が統合し、一体的な支援を行う体制になりました。

町内に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦に対し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポートを行います。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係、子ども福祉係

☎ 0297-68-2211

とねりんの利根町イベント紹介① 利根町民納涼花火大会

開催日

- ・8月中旬(8月17日以降の最初の土曜日)

開催場所

- ・利根川河川敷(栄橋下)



利根町の夏を彩る納涼花火大会は、地元や近隣のみなさんから愛される一大イベントなんだよ。メイン会場では、とねりん音頭をはじめ盆踊りや灯ろう流しが行われるんだ。おいしい出店や「ゆかたde撮影会」もあるからみんなで遊びに来てね。



お時間、駐車場、ほか詳細などにつきましては、下記までお問い合わせまたは利根町のHPやSNSをご覧ください。皆様のご来場をおまちしております。

↑こちらから、以前の大会の様子がご覧いただけます。
(町公式Instagram リール)

お問い合わせ

利根町観光協会事務局(利根町役場 まち未来創造課 商工観光係)
☎ 0297-68-2211

赤ちゃん誕生

♡01：出生届

手続き

届出期間：子が生まれてから14日以内（出生日を含む）※14日目が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで

届出人：父または母 ※その他の場合はご相談ください。

届出地：次の①～③いずれかの役所 ①父母の本籍地 ②届出人の住所地、所在地 ③出生地

手続きに必要なもの

□出生証明書（医師または助産師の証明書）

□母子健康手帳（出生届を受理した受理証明をします）

お問い合わせ

住民課

☎ 0297-68-2211



♡02：医療福祉費支給制度（子どものマル福）

内容

マイナ保険証等を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。利根町では、下表のとおり、県の助成にプラスして町独自の助成もしています。

対象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対 象			期 間	更新手続き	所得制限額
小児	県の制度 県マル福	0歳から 高校生年齢相当 まで、本人とその配偶者または父母もしくは扶養義務者※1の所得が所得制限額を超えない方（ 中学生・高校生年齢相当の方は入院のみ県の対象 ）	出生の日～高校3年生（年齢相当）の学年末（3月31日）	子の誕生月（1日生まれは誕生月の前月）に自動更新	本人とその配偶者または父母の所得を比較し、高い方の所得が630万円未満（扶養1人につき38万円加算）または扶養義務者の所得が1,000万円未満
特例小児	町の制度 町マル福	① 県の制度が非該当となった0歳から 高校3年生（年齢相当）の学年末（3月31日） ② 中学生・高校生年齢相当の方の外来診療費 （13歳に達した日以後の最初の4月1日～18歳に達した日以後の最初の3月31日）			所得制限 なし

※1 扶養義務者・・・世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）

受給者証交付の手続き

出生届を提出後、保険年金課へお越しください。

受給者証交付の手続きに必要なもの

□対象となる方の資格確認書等

□個人番号（マイナンバー）がわかるもの※2

□口座番号のわかるもの※3

※2 利根町に転入された方（父、母または扶養義務者）

※3 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内で受診するとき

窓口でマイナ保険証等と医療福祉費受給者証を提示してください。医療機関等窓口での支払いは、後記の自己負担金額内の請求のみとなります。保険適用外費用については別途お支払いください。自己負担分は後日、町から指定口座に振り込みます。

◎茨城県外で受診するとき

医療福祉費受給者証は利用できません。マイナ保険証等を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※ レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

自己負担金

◎外 来：1 病院につき 1 日 600 円まで（1 か月 2 回までの負担 1,200 円を限度。同じ病院へ 3 回以上行った場合、3 回目以降は自己負担なし）

◎入 院：1 病院につき 1 日 300 円，1 か月上限 3,000 円

◎調剤薬局：自己負担なし

■自己負担金振り込み予定：

2～4 月診療分は 7 月，5～7 月診療分は 10 月，8～10 月診療分は 1 月，11～1 月診療分は 4 月に，それぞれ 3 か月分をまとめて振り込みます。

※ 1 か月内に 2 回までの受診で外来自己負担金とともに 600 円未満の場合は，支給申請が必要です。

支給の手続き

茨城県外の病院等で支払った医療費の領収書，同じ月に同医療機関で 2 回までの受診で外来自己負担金とともに 600 円未満だった場合の領収書を，1 か月単位でまとめて，診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日，町から指定口座に振り込みます。

※ 支給申請は診療から 5 年以内です。原則として，領収書原本は返却できません。

支給の手続きに必要なもの

☐ 領収書 ☐ 医療福祉費受給者証

お問い合わせ

保険年金課 医療年金係

☎ 0297-68-2211

♡03：児童手当

内 容

0 歳から高校生年代（18 歳に達した以後の最初の 3 月 31 日）までの児童を養育している方に支給される手当です。

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1 人当たり月額）	支払い時期
3 歳未満	一律 15,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）	毎年偶数月に， それぞれ前月分までを支給します。
3 歳以上～高校生年代	10,000 円（第 3 子以降は 30,000 円）	

※「第 3 子以降」とは，大学卒業相当（22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日）までの養育をしている児童のうち，3 番目以降の児童のことをいいます。

ただし，第 3 子以降加算のカウント対象は，親等の経済的負担がある場合に限りです。

手続き

- 児童手当を受給していない状態でお子さんが生まれた場合，利根町に転入された場合→「**認定請求**」の手続きが必要です。
- 児童手当を受給していて，新たにお子さんが生まれた場合→「**額改定請求（増額）**」の手続きが必要です。

※出生時は生まれた日の翌日から 15 日以内，転入時は転入予定日の翌日から 15 日以内に手続きが必要です。手続きが遅れると支給されない月が発生しますので，里帰り出産などで請求が遅れないようご注意ください。

◎住所，氏名，指定口座，健康保険証等を変更する場合は，適宜変更届が必要です。子育て支援課にお問い合わせください。

※公務員の方は，勤務先で手続きしてください。

手続きに必要なもの（認定請求時のみ）

- ☐ 請求者名義の金融機関の通帳の写し
- ☐ 請求者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

お問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係

☎ 0297-68-2211

♡04：利根町出産祝い命名書贈呈事業

内 容

赤ちゃん誕生のお祝いに、町内在住の演芸書家の方が手書した命名書を贈呈する事業です。

出産祝い命名書の対象

利根町に住民票のある方

手続き

対象のお子さんが生まれたら、子育て支援課で申請してください。

手続きに必要なもの

□身分証

お問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

♡05：新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

内 容

出産後、保健師がご自宅に訪問し、産後の生活・育児に関することなどについて相談に応じたり、体重測定や今後の健診について説明します。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）は、新生児訪問と兼ねて実施しています。

※事業案内と訪問日程調整のため、子育て支援課の保健師が事前に電話連絡をします。

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♡06：利根町出産・子育て応援事業（妊婦のための支援給付交付金）

内 容

利根町では、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時から継続的に相談・支援を行う「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」の充実を図ります。また、同時に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	（経済的支援）
出生届出後 <u>出生した子の養育者</u> 生後4か月頃までに行う赤ちゃん訪問で、お子さんの健康状態を確認するとともに、産後の相談や子育てサービスなどの情報を提供します。	 <u>出生届出後</u> 新生児訪問時に必要書類をご提出いただき、受理ができましたら妊婦のための支援給付交付金 5万円を給付します。

手続き

赤ちゃん訪問時に申請書とアンケートを記入していただきます。

手続きに必要なもの

□口座番号のわかるもの □印鑑

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♡07：産後ケア事業

内 容

出産後、退院してから、親子を対象に日帰りや宿泊をして助産師等からの指導や支援が受けられるサービスです。

対 象

利根町に住所を有する産後に心身の不調や育児不安等のある12か月未満の赤ちゃんとお母さん

利用施設と費用等

龍ヶ崎済生会病院

住所：龍ヶ崎市巾着 1-1 ☎0297-63-7111(代)

かんの産婦人科クリニック

住所：取手市藤代 1076 ☎0297-83-0321

JAとりで総合医療センター

住所：取手市本郷 2-1-1 ☎0297-74-5551(代)

お産の森いのちのもり産科婦人科篠崎医院

住所：守谷市大柏 1067-1

☎0297-44-6203

利用時間

	時 間	自己負担金	利用回数
日帰り型	午前10時～午後5時	1日 1,000円	お一人 5回まで
宿 泊 型	午前10時～翌日午前10時	1泊 2,500円	

※非課税世帯の方の利用料は無料となります。生活保護世帯の方は、自己負担金が減額されます。

※お子さんが生後4か月以上の場合や、兄弟が宿泊する場合は、別途料金が必要になることがあります。



手続き

利用をご希望の方は、事前に子育て支援課にお問い合わせください。

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎ 0297-68-2211

♡08：未熟児養育医療給付制度

内 容

出生時体重2,000g以下の未熟児など、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めたお子さんの治療に必要な医療費の一部を公費負担する制度です。(世帯の課税状況により、一部負担あり)

対 象

指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めたお子さんと保護者の方

※お子さんが入院中に申請が必要です。ご希望の方はお早めにご連絡ください。

手続き

給付制度を利用される方は、事前に子育て支援課にお問い合わせください。

※世帯状況により、同意書の署名やマイナンバーの提示・記入が必要な方が異なります。事前にご相談ください。

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎ 0297-68-2211

♡09：新生児聴覚検査費用の助成

対 象

下記検査中に、町内に住所を有する新生児

検査方法と検査時期

- ・自動聴性脳幹反応検査（ABR）または耳音響放射検査（OAE）
 - ①初回検査（原則として出生後入院中に実施）
 - ②確認検査（初回検査で要再検となった場合に受ける検査で、原則としておおむね生後1週間以内に実施）

補助上限額

自動聴性脳幹反応検査（ABR）1回 3,000円 耳音響放射検査（OAE）1回 2,000円

手続き

- ・妊娠の届出をした方に新生児聴覚検査受診票を交付します。
- ・転入した時または受診票を紛失した時には子育て支援課にお越しください。

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

♡10：ブックスタート事業

内 容

4～5 か月児相談時に読み聞かせを実施し、絵本2冊などが入ったブックスタートパックを贈呈します。
また、小学校1年生に、本1冊と読んでほしい本のリストを贈呈します。



お問い合わせ 利根町図書館 ☎ 0297-68-8868

♡11：母子手帳アプリ「とねなび🌸さくらっこ」

4月1日より、母子手帳アプリ『とねなび🌸さくらっこ』運用開始となりました！



アプリストアからダウンロードして、**カンタン登録！**



母子モ

＼ 母子モ(ボシモ)で検索！ /

or

こちらを
読み取り





 **Web版はこちら**
➤ URL <https://www.mchh.jp>

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・スペイン語などの12言語に対応しています。
This service supports 12 languages including English, Chinese, Spanish, etc.
※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際は、
Googleの利用規約をご確認ください。

お問い合わせ 子育て支援課 母子保健係 ☎ 0297-68-2211

乳幼児期の健康・育児相談

転入された方は、乳幼児健診について説明がありますので、母子健康手帳を持参し、電話で事前にご予約のうえ、子育て支援課へお越しください。なお、予防接種の説明については、保健福祉センターで実施します。

♡01：乳幼児の健診

保健福祉センターで行われる健診の対象者には、健診日の1か月前頃に案内通知を郵送します。

乳幼児の健診及び相談

健診	対 象 児	日 時		内 容	受付時間	通知
1か月児健診	生後1か月頃	茨城県内の医療機関(小児科)にて健診が受けられます。*助成券あり				無
3～5か月児健診	生後3～5か月	茨城県内の医療機関(小児科)にて健診が受けられます。*助成券あり				無
4～5か月児相談 会場:保健福祉センター	令和6年 11～12月生	令和7年 4月 24日	木	栄養相談 計測 育児発達相談	9:30 ～ 9:45	有
	令和7年 1～2月生	令和7年 6月 26日	木			
	3～4月生	令和7年 8月 28日	木			
	5～6月生	令和7年 10月 30日	木			
	7～8月生	令和7年 12月 25日	木			
	9～10月生	令和8年 2月 26日	木			
7～8か月児相談 会場:保健福祉センター	令和6年 10～11月生	令和7年 6月 26日	木	離乳食相談 歯みがき相談 計測 育児発達相談	9:30 ～ 9:45	有
	12月～令和7年1月生	令和7年 8月 28日	木			
	2～3月生	令和7年 10月 30日	木			
	4～5月生	令和7年 12月 25日	木			
	6～7月生	令和8年 2月 26日	木			
9～11か月児健診	生後9～11か月	茨城県内の医療機関(小児科)にて健診が受けられます。*助成券あり				無
1歳6か月児健診 会場:保健福祉センター	令和5年 9～10月生	令和7年 5月 14日	水	内科・歯科診察 栄養・歯科相談 フッ素塗布 心理発達相談 身体計測、育児相談	12:30 ～ 12:45	有
	11月～令和6年1月生	令和7年 8月 6日	水			
	2～4月生	令和7年 11月 5日	水			
	5～8月生	令和8年 3月 4日	水			
3歳児健診 会場:保健福祉センター	令和4年 2～3月生	令和7年 4月 15日	火	内科・歯科診察 栄養相談 心理発達相談 尿検査、身体計測 育児相談	12:30 ～ 12:45	有
	4～7月生	令和7年 7月 29日	火			
	8～9月生	令和7年 10月 21日	火			
	10月～令和5年1月生	令和8年 1月 27日	火			
3歳児眼の検診 会場:保健福祉センター	令和3年 9～11月生	令和7年 5月 22日	木	眼科診察 視力・立体視検査 視機能検査 屈折異常検査	12:30 ～ 12:45	有
	12月～令和4年1月生	令和7年 8月 21日	木			
	2～5月生	令和7年 12月 18日	木			
	6～8月生	令和8年 3月 12日	木			
育児相談 わいわいサロン 口腔相談 会場:保健福祉センター又は旧文小学校 	自由に参加 	令和7年 4月 10日	木	育児相談・わいわいサロン	10:00 ～ 11:00	無
		令和7年 5月 8日	木	育児相談・わいわいサロン		
		令和7年 6月 12日	木	育児相談・わいわいサロン・口腔相談		
		令和7年 7月 10日	木	育児相談・わいわいサロン		
		令和7年 8月 5日	火	育児相談・わいわいサロン		
		令和7年 9月 9日	火	育児相談・わいわいサロン・口腔相談		
		令和7年 10月 7日	火	育児相談・わいわいサロン		
		令和7年 11月 6日	木	育児相談・わいわいサロン		
		令和7年 12月 9日	火	育児相談・わいわいサロン・口腔相談		
		令和8年 1月 8日	木	育児相談・わいわいサロン		
		令和8年 2月 10日	火	育児相談・わいわいサロン		
		令和8年 3月 10日	火	育児相談・わいわいサロン・口腔相談		

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎ 0297-68-2211

♡02：育児相談

育児相談・ワイワイサロン

【内容】

毎月1回、午前10時から11時まで保健福祉センターまたは旧文小学校で開催します。開催場所については情報メールをご確認ください。

- ・育児相談：お子さんの発達や離乳食など、育児に関する相談を保健師及び管理栄養士に相談することができます。
 - ・ワイワイサロン：子育て交流の場です。とね子育て支援センターの先生のサポートがあります。
- その他、歯科衛生士の「個別歯科相談会」があります。開催日は町公式ホームページでご確認ください。

【対象】

妊娠中から就学前までのお子さんと保護者の方

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎ 0297-68-2211

♡03：予防接種

定期予防接種について

定期予防接種は、予防接種法により「接種を受けるよう努めなければならない」とされています。積極的に接種をしましょう。お子さんの定期予防接種費用は町で全額公費負担します。

※法律の改正などにより、実施内容が変更されることがあります。「こころの健康づくりカレンダー」をご確認ください。

任意予防接種について

任意予防接種は、接種を受けるご本人やその保護者が、接種するか否かを医師との相談によって判断し、接種するものです。接種費用は原則自己負担になります。町では、おたふくかぜ・小児インフルエンザの任意接種費用の一部助成をしています。

※同一世帯に中学3年生までのお子さんが3人以上いる世帯のうち、3人目以降のお子さんが予防接種を受けた場合、助成額の上乗せがあります。

接種を希望する方は、予防効果や副反応、予防接種健康被害救済制度について十分にご理解の上で接種するようお願いいたします。

対象年齢に達してから、保健福祉センター窓口にて予診票を発行します。母子健康手帳を必ずお持ちください。

お問い合わせ

保健福祉センター 健康増進係

☎ 0297-68-8291

♡04：親子発達相談

内容

発達に心配のあるお子さんの相談について、子どもの発達を専門にしている先生が個別で対応します。必要に応じて継続した支援を受けることができます。

対象

心身の発達に心配のあるお子さん（未就学児）と親

手続き

相談希望の方は子育て支援課に連絡し、予約をしてください。

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎ 0297-68-2211

♡05：もしもし電話育児相談

内容

妊娠中から産後のことや子育て全般について、保健師等が電話で相談をお受けします。
ご希望に応じて、来所・訪問での相談もお受けします。

時間

午前9時～正午/午後1時～午後5時（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は除く）

お問い合わせ

子育て支援課 母子保健係

☎ 0297-68-2211



認定こども園・保育所・事業所内保育所

♡01：認定こども園 【0歳～5歳】

内 容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、保護者の働いている・いないに関わらず教育・保育を一体的に行う施設です。町内には幼稚園型認定こども園が2園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園が各1園ずつあります。

【0歳～満3歳未満】…3号認定が必要（施設によって受入可能年齢が異なります）

【満3歳以上～小学校就学前】…1号認定（教育標準時間認定）、2号認定（保育認定）が必要

町内にある幼稚園型認定こども園

※利用できる期間や時間は、各園によって異なります。必ず園にご確認ください。

①開園時間（延長時間含む） 平日：午前7時～午後6時

◆利根二葉幼稚園 （利用定員 … 1号：25名 2号：22名 3号：8名）

住所：利根町羽根野 850 ☎：0297-68-4633 ●対象年齢：1歳児以上

①開園時間（延長時間含む） 平日：午前7時30分～午後6時

◆利根大和幼稚園 （利用定員 … 1号：15名 2号：18名 3号：12名）

住所：利根町布川 2070 ☎：0297-68-3438 ●対象年齢：12か月前後（要相談）

町内にある幼保連携型認定こども園

①開園時間（延長時間含む） 平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

◆布川保育園 （利用定員 … 1号：15名 2号：22名 3号：18名）

住所：利根町布川 3003-2 ☎：0297-68-3501 ●対象年齢：6か月以上

町内にある保育所型認定こども園

①開園時間（延長時間含む） 平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

◆文間保育園 （利用定員 … 1号：15名 2号：39名 3号：31名）

住所：利根町立木 755 ☎：0297-68-3194 ●対象年齢：6か月以上

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211



♡02：保育所 【0歳～5歳】

内 容

保育所は、共働きなど家庭で保育にあたれないような保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

【0歳～満3歳未満】…3号認定が必要

【満3歳以上～小学校就学前】…2号認定が必要

町内にある保育所

※利用できる期間や時間は、各園によって異なります。必ず園にご確認ください。

①開園時間（延長時間含む）

平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

◆東文間保育園 （利用定員 … 2号：27名 3号：23名）

住所：利根町中谷 1005-1 ☎：0297-68-2303 ●対象年齢：57日以上

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：事業所内保育所（地域型保育） 【0歳～2歳】

内 容

事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

【0歳～満3歳未満】…3号認定が必要

町内にある事業所内保育所

①開園時間（延長時間含む） 平日：午前7時～午後7時 土曜日：午前7時～午後6時

◆もえぎ野わかば保育園 （利用定員 … 3号：12名）

住所：利根町もえぎ野台 1-1-8 ☎：090-3241-3959 ●対象年齢：57日～2歳児

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡04：認定こども園・保育所・事業所内保育所に入園するには

手続き

入園開始希望月の前月 15 日まで（15 日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の開庁日まで）に子育て支援課に届くよう、入園申込時に必要な書類を用意し、下記の該当する提出先に書類を提出してください。※4月入所希望者については、前年 11 月に一斉募集します。

認定区分と提出先

認定区分		年齢	利用先	提出先
1 号	教育希望	満 3 歳以上	認定こども園（教育部）、幼稚園	入園を希望する認定こども園、幼稚園
2 号	保育希望	～小学校就学前	保育所、認定こども園（保育部）、	役場 子育て支援課窓口
3 号		0 歳～満 3 歳未満	事業所内保育所	

入園申込に必要な書類は、1 号と 2・3 号に分かれています。書類は子育て支援課窓口、町公式ホームページ、町内各園にあります。

※必ず、入園申込前に希望する園全園を見学してください。（事前に園に連絡し、見学日を決めてからお子さん同伴で行くようにしてください。）

利用者負担額（保育料）について

- 認定区分や保護者の所得に応じて利用者負担額（保育料）が決まります。
- ①利用者負担額は、同一世帯の父母または父母以外の扶養義務者の市町村民税額の合算等を基に算出されます。
※施設によっては、ほかにスクールバス代等の追加の負担額が生じる場合があります。
 - ②多子世帯やひとり親世帯等については、利用者負担額の負担軽減があります。
きょうだいで利用する場合、最年長の子ども（※）から順に、2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。
※最年長の子どもとは、1 号認定は小学 3 年生、2 号・3 号認定は小学校就学前のお子さんのことをいいます。ただし、課税額により多子計算の年齢制限撤廃や利用者負担の更なる軽減があります。
 - ③令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用者負担額料が無償となりました。※0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子ども達も対象です。
詳しくは町公式ホームページでご確認いただくか、子育て支援課窓口までお越しください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡05：子育てのための施設等利用費給付事業

内 容

令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、利用者負担額（保育料）とともに、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設や一時預かり事業などを利用した場合の利用費なども無償化の対象となりました。

対象範囲

対 象	利用施設・保育サービス	無償化の対象範囲	申請手続き
保育の必要性がある 3～5 歳児クラスの子ども※1 ※0～2 歳児クラスの子どもは住民税非課税世帯が対象	新制度未移行幼稚園の保育料	月額 25,700 円まで無償	必要※2
	認定こども園、幼稚園の預かり保育の利用料	保育料に加え、月額 11,300 円（日額上限 450 円）まで無償（満 3 歳児クラスの住民税非課税世帯は月額 16,300 円まで）	必要※3
	認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料 ※4	月額 37,000 円まで無償（0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯は月額 42,000 円まで）	必要※3
保育の必要性がない 3～5 歳児クラスの子ども※1	新制度未移行幼稚園の保育料	月額 25,700 円まで無償	必要※2

- ※1 幼稚園利用は、満 3 歳児も無償化対象となります。
- ※2 無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
- ※3 無償化の対象となるためには、利用前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。また、利用料は施設にお支払いいただいた後に、町に請求していただくことになります。
- ※4 病児保育、ファミリーサポートセンターの利用も対象となります。ただし、保育所や認定こども園などを利用できていない方が対象となります。上記以外に、就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3～5 歳までの利用料が無償化されます。
（注意）認可外保育施設については、「認可外保育施設指導監査基準」を満たしていない施設は、無償化の対象外となります。県などの指導や監督基準を満たした施設には、一定の基準を満たしていることについて「認可外保育指導監査基準を満たす旨の証明書」が県知事などから交付されています。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

その他の保育サービス

♡01：一時預かり

美容院に行きたいとき、病院に行きたいとき等、気軽にご利用ください。



内容

保護者の就労、疾病、看護、冠婚葬祭等の理由で一時的に家庭保育が困難な場合、保育所等の一時預かりをご利用いただけます。料金、時間、定員等各園で異なります。ご利用の際は、対象年齢も含め、事前に園へお問い合わせください。（令和7年4月時点）

区分	施設名	連絡先	備考
一般型	文間保育園	0297-68-3194	事前に施設へお問い合わせください。※低所得世帯への利用料補助制度がありますので、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。
	利根大和幼稚園	0297-68-3438	
幼稚園型	利根二葉幼稚園	0297-68-4633	主に1号認定の在園児が教育標準時間外や長期休業期間中に利用できます。
	利根大和幼稚園	0297-68-3438	
	布川保育園	0297-68-3501	
	文間保育園	0297-68-3194	
余裕活用型	布川保育園	0297-68-3501	園の利用定員に空きがある場合、利用できます。 ※低所得世帯への利用料補助制度がありますので、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。
	東文間保育園	0297-68-2303	
	もえぎ野 わかば保育園	090-3241-3959	

お問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

♡02：病児保育

内容

病気の回復期に至らない場合等で入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にあるお子さんを一時的にお預かりし、保育や看護を行います。お仕事等でお子さんの看護が難しい場合にご利用ください。

対象

次のいずれにも該当する児童

- ①生後6か月～小学校6年生の児童
- ②町内在住者または保護者が町内で働いている児童
- ③病気等により集団保育ができず、医師が病児保育可能と判断した児童
- ④保護者が就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難な児童

場所

もえぎ野 わかば保育園 病児保育室（実施施設） 病児保育に関するお問い合わせ ☎：090-1664-6779

▼運営主体：社会福祉法人河内厚生会 ☎：0297-84-6081 住所：利根町もえぎ野台 1-1-8

利用定員

1日につき3人まで

利用期間

利用を開始した日から休業日を含め連続する7日以内

利用日時

月・火・水・木・金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く） ※土・日曜日は休業日です。
午前8時～午後6時 ※午後6時以降の延長はできません。

利用料金

1日につき2,000円（昼食は持参してください。）
半日につき1,000円（昼食が必要な場合は持参してください。）

利用登録の手続き

病児保育室を利用するには、事前に利用登録が必要です。（年度ごとに再登録）
利用登録申込書は病児保育室または子育て支援課に提出してください。詳細は町公式ホームページ等をご確認ください。

利用登録の手続きに必要なもの

□利根町病児保育事業利用登録申込書（病児保育室、町公式ホームページ、子育て支援課窓口にあり）

【利根町公式ホームページ】

お問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211



♡03：保育サービス（在宅福祉サービス事業）

内 容

妊産婦の方や乳幼児・小学生を抱えた世帯の方々に対し、日常生活上の負担を軽くするため、助け合いの心をもった地域の人々により行うサービスです。妊産婦の方や乳幼児のお世話（家事援助等）、保育施設や児童クラブまでの送迎などを行っています。

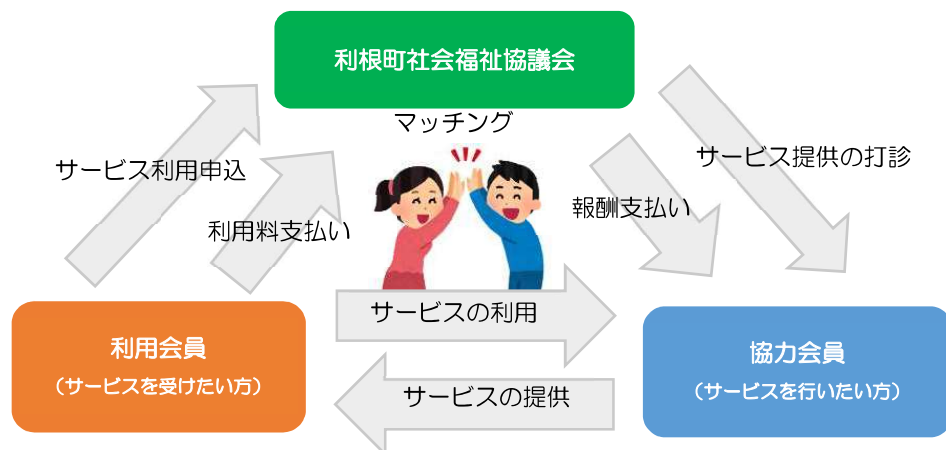
■利用・提供時間

原則として月～土曜日
（祝日、12月29日～1月3日は除く）
午前9時～午後5時（時間外は応相談）

■利用料金・報酬額

30分 300円

※利用会員、協力会員ともに登録が必要です。



手続き

利根町社会福祉協議会に事前にお問い合わせください。

協力会員になってみませんか？

利根町社会福祉協議会では、利用会員・協力会員ともに随時募集しています。利用会員のみ、協力会員のみはもちろん、両方会員になることも可能です。

協力会員の条件は、利根町在住で、保育・育児に関する知識や経験がある方、子育て支援に関心や意欲がある方です。特別な資格や性別は問わず、活動も週1回など無理なく協力できる範囲で構いません。

会員として登録されて実際にサービスを提供する前には、利用会員との間に社会福祉協議会のコーディネーターが入り、お子さんの様子や活動時の注意事項などを確認し、サービス内容の打ち合わせをします。継続して活動いただく際もコーディネーターが調整役として、円滑に活動できるようサポートします。

手助けはしてみたいけれども自ら声をかけるのは気が引ける…という方も、会員登録することで、社会福祉協議会からサービス提供の打診が入ります。

もしもの備えとして…利根町社会福祉協議会では、協力会員がサービス提供中に転倒してケガをしてしまった。サービス提供中に利用会員宅の家具などを誤って壊してしまった時など、安心して活動いただけるよう福祉サービス専用の保険に加入しており、想定される様々なリスクにも備えております。（※保険料は社会福祉協議会が負担します。）

「仕事で間に合わないので、代わりにお迎えに行ってほしい」、「そろそろ出産で動けないから、家事の手伝いをしてほしい。」このような悩みをお持ちの方を、あなたが協力できることで支えてみませんか？少しでも興味がある方は、まずは利根町社会福祉協議会にお問い合わせください。

地域での子育て支援に協力してくださる皆さんをお待ちしております！



お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771

♡04：子育て短期支援事業（ショートステイ）

内 容

保護者が疾病その他の事由により、家庭においてお子さんの育児が一時的に困難となり、ほかに養育者がいない場合に、一週間を限度として乳児院や児童養護施設において日中・夜間を通じてお子さんをお預かりする事業です。

利用される場合は、事前に子育て支援課までご相談ください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたのお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待とは…

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、溺れさせる など

ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、病気になっても病院に連れていかない など

性的虐待

わいせつな行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にする など

心理的虐待

きょうだい間での差別的あつかい・無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など



児童相談所

全国共通ダイヤル

いち は や く

189

※お住まいの地域の
児童相談所に
つながります。



しつけと体罰は違います！

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

子どもの命に関わる、もしくは、緊急に保護する必要がある場合は、110番へ！

【お問い合わせ先】 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211



里親が育てる。

社会が支える。

里親を必要としている子どもたちがいます

様々な事情により、家庭で生活できない子どもたちが全国に約42,000人います。

茨城県では、子どもたちが安心して生活できる家庭（里親）を求めています。

里親の種類

養育里親

子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れ養育する里親

養子縁組里親

里親と永続的な関係性を築くことが最善の利益となる子どもと養子縁組する里親

里親に関するお問い合わせ（里親になりたい方もこちら）

子どもを受け入れるためには、里親登録のための研修が必要になります。

少しでも関心がある方、里親制度についてまずは知りたいという方は、ぜひお問い合わせください。

【茨城県民間フォostリング機関】

〒300-1245 つくば市高崎 802-1

社会福祉法人 同仁会 さくらの森乳児院

（直通）☎ 080-8434-3329

メール fostercare.kidskohoo@doujinkai.or.jp（担当：増子）

小学校・中学校・高等学校

♡01：各学校紹介

小学校について

学校名	住所	電話番号
利根小学校	利根町布川 4230	0297-68-2055

小学校入学前について

- ・10月頃に就学時健康診断を実施します。対象のお子さんがある家庭に就学時健康診断通知書を郵送します。当日は、健康診断と簡単な発達検査を行います。通知書及び母子健康手帳を持参の上、お子さんと一緒にお越しください。
- ・1月末日までに就学通知書を郵送します。
就学通知書には、①児童名・生年月日（満6歳に達した子ども）、②入学する学校名、③入学式の日時が記入されています。
- ・1月下旬以降に転入された方で、利根町で就学通知書を受け取っていない方は、住民異動届出書の写しを持参し、学校教育課までお越しください。就学通知書を発行します。
- ・国立、県立、私立等の小学校へ入学される方は、利根町教育委員会から届いた就学通知書と国立、県立、私立等の小学校が発行した入学承認書等を学校教育課へ提出してください。

中学校について

学校名	住所	電話番号
利根中学校	利根町横須賀 1277	0297-68-2855

中学校入学前について

- ・1月末日までに、利根町教育委員会から就学通知書を郵送します。
- ・国立、県立、私立等の中学校へ入学される方は、教育委員会から届いた就学通知書と国立、県立、私立等の中学校が発行した入学承認書等を学校教育課へ提出してください。

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0297-68-2211



♡02：利根町学校給食弁当代替者対応補助金

内容

利根町立小中学校の学校給食費無償化期間に限り、アレルギー等により、学校給食の提供を受けることができず、お弁当を持参している児童生徒の保護者に対し、学校給食費相当額の補助金を交付します。

対象者

町内小中学校に在籍しており、次のいずれかに当てはまる方。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている世帯の児童等の保護者を除きます。

- ・食物アレルギーに関する医師の証明があり、学校給食において完全弁当代応をしている児童等の保護者
- ・食物アレルギーに関する医師の証明があり、学校給食において弁当代応をしており、牛乳のみ提供を受けている児童等の保護者
- ・その他教育長が特に必要と認めた児童等の保護者

補助金額(上限)

- ・小学生 4,560円（月額）×11か月分 50,160円
- ・中学生 5,130円（月額）×11か月分 56,430円

※牛乳のみの提供を受ける場合は、牛乳代金分を減額して得た額を補助金額とします。

※給食提供回数が少なかった場合、日割計算により補助金額を決定する可能性があります。

手続き

弁当の持参が決まったら 利根町学校給食弁当代替者対応補助金交付申請書兼請求書に①②を添付し、学校教育課へ提出してください。

①医師の診断書（学校生活管理指導票（アレルギー疾患用））

②振込口座の確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

※毎年度提出が必要です。

お問い合わせ 学校教育課 総務係 ☎ 0297-68-2211

♡03：通学用ヘルメット贈呈事業

対 象

利根中学校へ入学予定の新1年生

手続き

特にありません。中学校入学時に通学用ヘルメットを町から贈呈します。（例年、入学式の後に教室で配布しています。）

お問い合わせ 学校教育課 総務係 ☎ 0297-68-2211

♡04：就学援助制度・特別支援教育就学奨励費補助金制度

就学援助制度の内容

経済的な理由でお子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など、学校でかかる費用の一部を援助します。

就学援助制度の対象

利根町立小・中学校へ在籍している児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当し、援助を希望する保護者の方

- ・要保護児童生徒 生活保護を受けている世帯の児童生徒
- ・準要保護児童生徒 要保護者に準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒

就学援助制度の費目・金額

区 分 費 目	学年	準 要 保 護		要保護
		小学生	中学生	
学用品費	全学年	11,630 円	22,730 円	生活保護費 (教育扶助)
通学用品費	1 年を除く	2,270 円	2,270 円	生活保護費 (教育扶助)
新入学学用品費・通学用品費	1 年のみ（前年度に下記入学準備金を支給された1年生及び中途認定者を除く。）	68,690 円	85,730 円	生活保護費 (生活扶助)
校外活動費 (日帰り)	実施学年	1,600 円	2,310 円	生活保護費 (教育扶助)
校外活動費 (宿泊)	実施学年	実費	6,210 円	生活保護費 (教育扶助)
オンライン学習 通信費	全学年（世帯ごと）	15,000 円	15,000 円	生活保護費 (教育扶助)
修学旅行費	実施学年	実費	実費	同左
給 食 費 ※	全学年	0 円	0 円	生活保護費 (教育扶助)
医 療 費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療対象者	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する費用		同左

※R7 年度無償化のため、保護者負担なし

◇上記新入学学用品費・通学用品費の前倒し支給を希望する入学予定児童・生徒

入学準備金 (新入学学用品費・通学用品費)	新小1 新中1（現小6）	68,690 円	85,730 円	生活保護費 (生活扶助)
--------------------------	-----------------	----------	----------	-----------------

就学援助制度の手続き

援助を希望する場合は、申請が必要です。毎年学校をとおして配布される申請書に必要事項を記入し、お子さんが通う学校または学校教育課へ提出してください。申請書類をもとに所得等審査を行い、判定します。（年度途中でも随時申請することができます。）

特別支援教育就学奨励費補助金制度の内容

特別支援学級へ在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品や給食費など、学校でかかる費用の一部を援助します。

特別支援教育就学奨励費補助金制度の対象

利根町立小・中学校の特別支援学級へ在籍している児童生徒の保護者で、援助を希望する保護者の方

特別支援教育就学奨励費補助金制度の費目・金額

区 分 費 目	学年	特別支援教育就学奨励費	
		小学生	中学生
学用品費	全学年	実費の 1/2 5,820 円(上限額)	実費の 1/2 11,370 円(上限額)
通学用品費			
新入学学用品費・通学用品費	1 年のみ	実費の 1/2 28,530 円(上限額)	実費の 1/2 31,500 円(上限額)
校外活動費（日帰り）	実施学年	実費の 1/2 800 円(上限額)	実費の 1/2 1,155 円(上限額)
校外活動費（宿泊）	実施学年	実費の 1/2 1,845 円(上限額)	実費の 1/2 3,105 円(上限額)
修学旅行費	実施学年	実費の 1/2 11,345 円(上限額)	実費の 1/2 30,455 円(上限額)
給 食 費 ※	全学年	実費の 1/2 0 円	実費の 1/2 0 円
オンライン学習通信費	全学年	実費の 1/2 7,000 円(上限額)	実費の 1/2 7,000 円(上限額)

※R7 年度無償化のため、保護者負担なし

特別支援教育就学奨励費補助金制度の手続き

援助を希望する場合は、申請が必要です。毎年学校をとおして配布される申請書に必要事項を記入し、お子さんが通う学校または学校教育課へ提出してください。申請書類をもとに所得等審査を行い、判定します。（年度途中でも随時申請することができます。）

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0297-68-2211

♡05：ランドセル支給事業

内 容

利根町に住民登録されており、新1年生として利根町立小学校に入学予定の児童を対象にランドセルを支給します。所得条件があります。詳細は学校教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0297-68-2211

♡06：教育相談

対 象

町内の小学校・中学校に在籍している児童生徒及びその保護者

相談内容

- ・学校生活や学習、友達関係に関すること
- ・心配事や不安、いじめ等の悩みに関すること
- ・学校に登校することができない
- ・発達が気になるときの教育相談 など

相談方法

- ・専用電話による相談 * 利根町教育相談電話 ☎ 0297-68-2213
- ・面談による相談【要予約】 * 当該学校・利根町役場・家庭訪問のいずれかになります。
（指導主事、教育相談員、スクールソーシャルワーカー）

手続き

相談を希望される方は、学校の先生または利根町教育委員会 指導課までご連絡ください。

お問い合わせ 教育委員会 指導課 ☎ 0297-68-2211

♡07：適応指導教室「とねっ子ひろば」

対 象

心配事や不安、悩み等で学校を休んでいる町内の小学校・中学校に在籍している児童生徒

開催日時

月～金曜日（学校の休業日を除く） 午前9時30分～午後1時30分

手続き

在籍する学校へ相談の上、「利根町適応指導教室『とねっ子ひろば』入室願」を提出してください。

お問い合わせ

教育委員会 指導課
※または学校の先生

☎ 0297-68-2211

♡08：家庭教育セミナー事業

内 容

家庭の在り方、保護者の役割、家庭教育における様々な問題等について学習し、移動学習・調理実習などの活動を通して親同士のふれあいを深め、気楽に情報を交換し合える仲間づくりの場を提供する事業です。

対 象

町内小学校・中学校の児童生徒の保護者

手続き

セミナー開催の募集はLEBERで保護者の皆さんにお知らせします。募集案内の確認後、文化センターへ申し込みしてください。

お問い合わせ

利根町文化センター

☎ 0297-68-7881



♡09：児童クラブ

内 容

対象となる児童に対し、授業の終了後に遊びを主とする生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

対 象

利根小学校に就学している児童のうち、保護者が自宅外就労等で昼間留守家庭となる児童

実施場所・日時

実施場所	開級日	閉級日	開設時間
利根小学校敷地内 及び隣接地	月～土曜日 (土曜日は1か所に 集約して開級)	日曜日及び祝日、 年末年始(12月29日～1月3日)、 お盆休み(8月13日～15日)	▶通常の場合 : 授業終了後～午後6時30分 ▶春・夏・冬休み 及び土曜日 : 午前8時～午後6時30分

※災害等で学校が休校の場合は児童クラブも閉級します。その他、臨時で閉級する場合があります。

定 員

利根小学校児童クラブ・文間児童クラブ 40名 , 文児童クラブ 20名

利 用 料

月額5,000円(8月の夏休みは月額7,000円)2人目以降は半額。(状況により免除有)
傷害保険料や水筒補充用の飲料代などは実費負担。(おやつ及び飲み物は各自持参)

手続き

毎年11月頃に次年度の利用申し込みの受付を行います。それ以降は、空きがあれば随時(前月10日まで)受付いたします。
子育て支援課窓口で申請してください。詳細は町公式ホームページをご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡ください。

手続きに必要なもの

□就労証明書等申込書類一式(様式は町公式ホームページ、子育て支援課窓口に有り)

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係

☎ 0297-68-2211

♥10：区域外就学手続き

内 容

通学する学校は、お住まいにより定められていますが、以下のような理由がある場合、区域外就学の申し立てをすることができます。申し立てが承諾された場合、町外から利根町の学校へ就学することができます。学校教育課までご相談ください。

区 分	要 件	承認期間	提 出 書 類
住所異動に関する理由	学区外に転出し、引き続き転出前の学校に就学を希望する場合	小5・中2：卒業まで それ以外：学年末まで	申立書
	住宅の新築等により転出することが確実であり、当初から転出予定地の学校に就学を希望する場合	事由解消まで	申立書 転出予定地を確認できる書類（土地・建物売買契約書、建物賃貸借契約書等）の写し
	住宅の建て替え等により、一時的に学区外へ転出する場合	事由解消まで	
身体的理由	疾病や身体の障害等により、指定学校に通学が困難な場合	事由解消まで	申立書、医師の診断書等
	特別支援学級への入級が適当であると認められ、障害に応じた特別支援学級が指定学校にない場合	事由解消まで	申立書
家庭の事情に関する理由	保護者の就労、病気療養等により、下校後に保護監督するものがおらず、当該保護者の就労場所、療養場所、または保護預かり先の指定学校に就学を希望する場合（小学校のみ）	小学校卒業まで （1年ごと更新）	申立書 就労証明書、医師の診断書、 預かり証明書
	事情により住民票の異動手続きができず、指定学校に就学できない場合	事由解消まで	申立書 教育委員会が必要に応じて指定するもの
	兄弟・姉妹が指定学校を変更しており、同じ学校に就学を希望する場合	兄弟・姉妹が卒業するまで	申立書
教育的配慮	いじめや不登校等により、指定学校以外の学校に就学を希望する場合	卒業まで	申立書 教育委員会が必要に応じて指定するもの
	指定学校に希望する部活動がない場合（中学校のみ）	中学校卒業まで	申立書
	小学校の区域外就学をしていた者が、同一学区の中学校への就学を希望する場合（中学校のみ）	中学校卒業まで	申立書
その他	上記に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める場合	適当と認められる期間	申立書 教育委員会が必要に応じて指定するもの

お問い合わせ

学校教育課 学務係

☎ 0297-68-2211

♡11：奨学金

内 容

奨学金ごとに締切日や申請方法等が異なります。各公式サイトにてご確認ください。受験前に受付締切となる奨学金もありますので早めに情報収集しましょう。利根町教育委員会の公式ホームページでは下記奨学金サイトのリンクを貼り付けています。

茨城県の奨学金	・茨城県高等学校等奨学資金 ・茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金 ・茨城県育英奨学資金 ・茨城県奨学資金	その他奨学金	・日本学生支援機構奨学金 ・交通遺児育英会奨学金 ・あしなが育英会奨学金 ・公益財団法人みずほ農場教育財団奨学金 ・公益信託カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金 ・公益財団法人加藤山崎教育基金 ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会（夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」） ・一般財団法人沼尻みらい子ども育成財団奨学金
私立学校の助成制度等	・茨城県の私学助成・授業料免除 ・千葉県の学費等（私学）の助成制度		

お問い合わせ

各奨学金問い合わせ先にお問い合わせください。

♡12：ひきこもり相談

内 容

精神保健福祉士による、ひきこもりの個別相談を受け付けています。予約制のため、希望される方は事前に利根町社会福祉協議会までお問い合わせください。

お問い合わせ

利根町社会福祉協議会

☎ 0297-68-7771

ひとり親家庭への支援

♡01：医療福祉費支給制度（ひとり親家庭のマル福）

内 容

マイナ保険証等を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。

対 象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対 象	期 間	更新手続き	所得制限額
次のいずれかの状況にあって、本人または扶養義務者※1の所得が所得制限額を超えない方 1. 離婚、死別などにより配偶者のいない方※2で、18歳未満の児童、20歳未満の障がい児または高校在学者を養育している方とその児童 2. 父母のいない児童 3. 父母のいない児童を養育している配偶者のいない方	児童が18歳になる年度末（3月31日）まで 〔障がい児の場合または高校在学中の場合20歳まで〕	毎年6月下旬に自動更新 〔所得制限を超えない方には受給者証を郵送します。〕	母（父）、子の前年の所得が309万6千円未満（扶養1人につき38万円加算）または扶養義務者の前年の所得が1,000万円未満

※1 扶養義務者…世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）

※2 配偶者が重度心身障がい者等で長期にわたって労働能力を失っている方はお尋ねください。

受給者証交付の手続き

上記対象に該当する場合は、保険年金課へお越しください。

受給者証交付の手続きに必要なもの

- ☐対象となる方の資格確認書等 ☐個人番号（マイナンバー）がわかるもの※3
☐口座番号のわかるもの※4 ☐戸籍（離別や死別の事実が確認できるもの）などひとり親であることを証明できるもの
※3 利根町に転入された方（対象となる方または扶養義務者） ※4 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内で受診するとき

窓口でマイナ保険証等と医療福祉費受給者証を提示してください。医療機関等窓口での支払いは、下記の自己負担金額内の請求のみとなります。保険適用外費用については別途お支払いください。自己負担分は後日、町から指定口座に振り込みます。

◎茨城県外で受診するとき

医療福祉費受給者証は利用できません。マイナ保険証等を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

自己負担金

- ◎外 来：1病院につき1日600円まで（1か月2回までの負担1,200円を限度。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし）
◎入 院：1病院につき1日300円、1か月上限3,000円
◎調剤薬局：自己負担なし

■自己負担金振り込み予定：

2～4月診療分は7月、5～7月診療分は10月、8～10月診療分は1月、11～1月診療分は4月に、それぞれ3か月分をまとめて振り込みます。

※1か月内に2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満の場合は、支給申請が必要です。

※入院自己負担金の助成対象は、13歳～18歳（18歳の誕生日後の最初の3月31日）です。

支給の手続き

茨城県外の病院等で支払った医療費の領収書、同じ月に同医療機関で2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満だった場合の領収書を、1か月単位でまとめて、診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日、町から指定口座に振り込みます。

※ 支給申請は診療から5年以内です。原則として、領収書原本は返却できません。

支給の手続きに必要なもの

- ☐領収書 ☐医療福祉費受給者証

お問い合わせ 保険年金課 医療年金係 ☎ 0297-68-2211

♡02：児童扶養手当

内 容

ひとり親家庭や、父または母に一定の障がいがある場合などに、お子さんが18歳（18歳の誕生日後の最初の3月31日）になるまで（障がいがある場合は20歳になるまで）保護者に対して支給される手当です。

支給対象

次のいずれかに当てはまる18歳までのお子さんを養育している場合です。

父母が婚姻を解消した児童	父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
父（母）が死亡した児童	父（母）が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
父（母）が一定の障がいの状態にある児童	母が婚姻によらないで生まれた児童
父（母）の生死が明らかでない児童	母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童	

※ただし、上記の要件に該当していても請求者等の所得により対象とならない場合があります。所得制限限度額については子育て支援課窓口でご確認ください。

手当の額

令和7年4月時点 ※手当額は全国消費者物価指数の変動により変わります。最新情報は町公式ホームページをご確認ください。

対象児童	全額支給（月額）	一部支給（月額）
1人	46,690円	46,690円～11,010円
2人	57,720円	57,700円～16,530円
3人	68,750円	68,720円～22,050円

※対象児童の4人目以降は、左記金額に1人当たり全部支給で11,030円、一部支給で11,020～5,520円（所得に応じて決定）が加算されます。

手続き

申請をお考えの方は、まず子育て支援課窓口にお越しください。児童扶養手当は世帯状況や受給理由によって必要な添付書類が異なります。手当の案内や申請添付書類などをそろえていただくため最低2回は来庁していただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：鉄道（JR）定期券の割引

内 容

児童扶養手当を支給されている世帯の方（全部停止の世帯を除く）が、通勤定期乗車券を購入する場合に購入証明書を提示することで割引される制度です（3割引）。学割と併用は出来ません。

手続き

証明書の申請は、電話で事前にご予約の上、定期券利用者が子育て支援課窓口へお越しください。

（まずは子育て支援課にご連絡ください。）

初めて申請を行う場合は、1時間程度お時間がかかる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

手続きに必要なもの

- ☐ 印鑑（スタンプ式ではないもの） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 定期券利用者本人の通勤・通学先が証明できるもの
☐ 特定資格者証明書（有効期限切れや、お持ちでない場合は、通勤定期乗車券利用者本人の証明写真（縦2.5cm×横2cm））

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡04：母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

内 容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象とした融資です。経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、無利子または低利子の融資制度があります。

貸付対象となる使途と利子の有無

【無利子】：修学資金，就学支度資金，修業資金

【低利子】：技能習得資金，就職支度資金，医療介護資金，生活資金，住宅資金，転宅資金，結婚資金，事業開始資金，事業継続資金

※ 各貸付は，資金の必要性や返済についての審査があります。審査には日数を要しますので，余裕を持って相談してください。

※ この資金の償還にあたり滞納があった場合，元金につき年 5%の違約金が徴収されます。

手続き

貸付を希望される方は，子育て支援課窓口までお越しください。相談，貸付条件をご案内します。

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係
茨城県県南県民センター
県民福祉課 地域福祉室

☎ 0297-68-2211

☎ 029-825-2035

♡05：ひとり親家庭交流事業

内 容

ひとり親家庭の親子を対象に，外出機会の提供と各家庭の交流を図るため，年に 1 度，日帰り旅行などを実施しています。（町委託事業）

手続き

利根町社会福祉協議会窓口で，申請書に記入をしていただくか，電話でお申し込みください。

事業の参加募集案内は，開催時期の 1，2 か月前に子育て支援課窓口にてチラシを配布及び『とね社協だより』に掲載します。

お問い合わせ

利根町社会福祉協議会

☎ 0297-68-7771

♡06：ひとり親家庭へ入学・卒業祝品贈呈

内 容

下記対象児童生徒に図書カードを贈呈します。

①ひとり親家庭で小・中学校に入学する児童生徒

②ひとり親家庭で中学校を卒業する生徒

手続き

申請書を記入の上，利根町社会福祉協議会へ提出してください。

申し込み期間などは，毎年 3 月頃発行の『とね社協だより』に掲載します。

お問い合わせ

利根町社会福祉協議会

☎ 0297-68-7771



子どもの発達が気になる・障がいがある

♡01：特別児童扶養手当

内 容

精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

対象と支給額 (令和 7 年 4 月時点) ※手当額は全国消費者物価指数の変動により変わります。最新情報は福祉課障害福祉係にご確認ください。

	対 象 の 障 が い の 目 安	支 給 額
1 級	・身体障害者手帳 1 級～2 級（内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は例外があります） ・療育手帳④、A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	月額 56,800 円
2 級	・身体障害者手帳 3 級（内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は例外があります） ・療育手帳 B ・精神障害者保健福祉手帳 2 級	月額 37,830 円

※支給制限
下記の場合は支給停止となります。

- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ・児童が障がいによる公的年金を受給できる場合
- ・前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）

手続きに必要なもの

- ☐障がい者手帳（所持している場合） ☐住民票（世帯全員） ☐戸籍謄本
☐診断書（福祉課に様式があります） ☐申請者名義の預金通帳 ☐個人番号（マイナンバー）がわかるもの

お問い合わせ 福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡02：障害児福祉手当

内 容

精神、知的または身体の障がい、重度の状態にあるため日常生活において常に介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方に支給されます。

対象と支給額 (令和 7 年 4 月時点) ※手当額は全国消費者物価指数の変動により変わります。最新情報は福祉課障害福祉係にご確認ください。

	対 象 の 障 が い の 目 安	支 給 額
	・身体障害者手帳 1 級 ・療育手帳④ ・上記と同程度の精神障がいの方	月額 16,100 円

※支給制限
下記の場合は支給停止となります。

- ・障がいを支給事由とする年金を受給できる場合
- ・福祉施設等に入所している場合
- ・前年の所得が一定額以上の場合

手続きに必要なもの

- ☐障がい者手帳（所持している場合） ☐住民票（世帯全員） ☐戸籍謄本
☐診断書（福祉課に様式があります） ☐申請者名義の預金通帳 ☐個人番号（マイナンバー）がわかるもの

お問い合わせ 福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：利根町在宅心身障害児福祉手当

内 容

精神、知的または身体に障がいを持つ 20 歳未満の児童で障害児福祉手当には該当しない児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

対象と支給額

	対 象 の 障 が い の 目 安	支 給 額
	・身体障害者手帳 1～3 級 ・身体障害者手帳<下肢障がい>の 4 級 ・療育手帳④、A、B ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級	月額 3,000 円

※支給制限
下記の場合は支給停止となります。

- ・対象児童が障害児福祉手当を受給している場合
- ・福祉施設等に入所している場合

手続きに必要なもの

- ☐障がい者手帳 ☐申請者名義の預金通帳

お問い合わせ 福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡04：利根町重度心身障害者介護慰労金

内 容

在宅の重度心身障がい者を介護している方に支給します。

対象と支給額

対 象 の 障 が い の 目 安	支 給 額
- 身体障害者手帳1～2級 - 療育手帳④、A - 精神障害者保健福祉手帳1級 - 小児慢性特定疾病医療受給者証または指定難病特定医療費給付者証をお持ちの方 ※常時臥床の状態にある方または、常時臥床はしていないが、食事、排便、寝起き等、日常生活の用の大半を他の介助によらなければならない状態にある方 ※4月1日に町内在住の方	年額 40,000 円

※支給制限

支給の対象となる障がい者の方が下記に当てはまる場合は支給されません。

- ・毎年基準日（4月1日）から起算して過去1年間に、障害福祉サービスを利用している場合や90日を超えて入院している場合
- ・施設に入所している場合
- ・基準日に利根町在住であっても、申請時期までに町外へ転出された場合

手続き

毎年7月～8月に、福祉課 障害福祉係にて申請を受け付けています。

手続きに必要なもの

☐障がい者手帳 ☐介護者名義の預金通帳

お問い合わせ

福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡05：利根町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

内 容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がい者を有する児童に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を補助（※）します。※ 基準額の3分の2とし、算定基礎額を超える部分については補助の対象となりません。

対 象

- ・町内に住所を有する18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果が期待できると、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師または聴覚障がいに係る身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が判断した方

手続きに必要なもの

☐意見書（福祉課に様式があります） ☐見積書 ☐世帯の課税状況を証明できるもの

お問い合わせ

福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡06：自立支援医療（育成医療）

内 容

18歳未満の身体に障がいがある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で手術等によって障がいの改善が見込まれる児童に対し、その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。

対 象

18歳未満で下記の疾病に該当する児童。

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、その他内臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害

費 用

医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように所得に応じて自己負担の上限額が設定されます。

手続きに必要なもの

☐意見書（福祉課に様式があります） ☐マイナンバーカードまたは医療保険の資格情報がわかるもの

お問い合わせ

福祉課 障害福祉係 ☎ 0297-68-2211

♥07：医療福祉費支給制度（障がい児のマル福）

内 容

マイナ保険証等を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。

対 象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対 象 者	期 間	更新手続き	所得制限額（注）
次のいずれかの状況にあって、本人または扶養義務者※ ¹ の所得が所得制限額を超えない方 1 身体障害者手帳1級、2級、または内部障害3級の方 2 療育手帳の判定が㊦またはAの方 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方 4 特別児童扶養手当1級を受給している方 5 身体障害者手帳3級かつ療育手帳がBの方 6 障害年金1級を受給している方 7 身体障害者手帳4級 かつ IQ50以下の方 8 身体障害者手帳3級または4級 かつ 精神障害者保健福祉手帳2級の方 9 精神障害者保健福祉手帳2級 かつ IQ50以下の方 など	左記の障がいの状態でなくなるまで	毎年6月下旬に自動更新 所得制限を超えない方には、受給者証を郵送します。	本人の所得が520万9千円未満（扶養1人につき38万円加算）、または配偶者・扶養義務者の所得が636万7千円未満（扶養1人で24万9千円、2人目以降1人につき21万3千円加算）

※1 扶養義務者・・・世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）

※65歳以上の方で、一定の障がいがあると認定された場合『後期高齢者医療保険被保険者』に限り、対象となります。

受給者証交付の手続き

上記対象に該当する場合は、保険年金課へお越しください。

受給者証交付の手続きに必要なもの

- ☐対象となる方の資格確認書等 ☐個人番号（マイナンバー）がわかるもの※²
☐口座番号のわかるもの※³ ☐身体障害者手帳・療育手帳など障がいの程度を証明する書類

※2 利根町に転入された方（父、母または扶養義務者） ※3 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内で受診するとき

窓口でマイナ保険証等と医療福祉費受給者証を提示してください。保険適用内費用での自己負担はありません。

保険適用外費用については別途お支払いください。

◎茨城県外で受診するとき

医療福祉費受給者証は利用できません。マイナ保険証等を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※ レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

支給の手続き

茨城県外の病院等で支払った医療費の領収書を、1か月単位でまとめて、診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日、町から指定口座に振り込みます。

※ 支給申請は診療から5年以内です。原則として、領収書原本は返却できません。

支給の手続きに必要なもの

- ☐領収書 ☐医療福祉費受給者証

お問い合わせ

保険年金課 医療年金係

☎ 0297-68-2211

♡08：小児慢性特定疾病医療費助成制度

内 容

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成します。
（令和 5 年 11 月現在 788 疾病対象）

対 象

国が指定した対象疾病にかかっている 18 歳未満の児童
（満 18 歳に達する日前から引きつづき小児慢性特定疾病の医療支援を受けており、引き続き治療が必要であると認められる場合は満 20 歳まで）

手続き

詳細は竜ヶ崎保健所で確認してください。手続きは役場では行えませんので、竜ヶ崎保健所で行ってください。

お問い合わせ

竜ヶ崎保健所 健康増進課 ☎ 0297-62-2172

遊ぶ・学ぶ・体験する



利根町図書館ホームページ

♡O1：図書館 ～図書館の上手な活用方法～

図書館の本で子育て支援

図書館には、子育てを応援する本やお子さんが喜ぶ絵本など、たくさん
の本を用意しています。

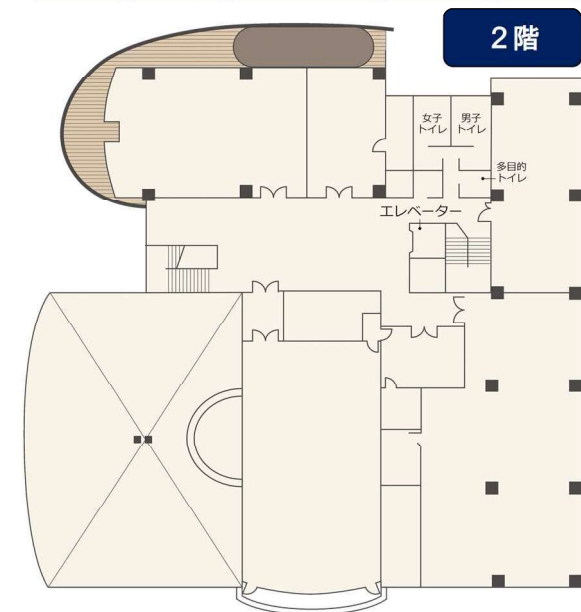
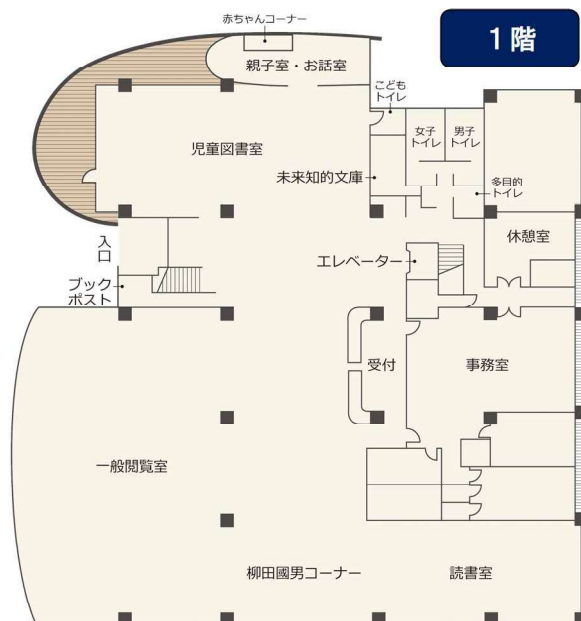
児童図書室：入口から向かって左側のエリア

児童書、絵本、紙芝居など約3万7千冊の本があります。
絵本は、古くから読みつがれているすばらしい本もたく
さんあり、楽しい1冊の本との出会いを大事にしてあげて
ください。赤ちゃんコーナーもあります。

一般の図書室：入口から向かって右側のエリア

テーマ別に配置しています。出産、名づけ、育児全般、
子どもの健康・病気、食事、遊びなどの本をテーマ別に並
べています。また、子育てのアドバイスやエッセイなどの
本も用意しています。

飲食可能な「休憩室」があります。どうぞご利用ください。



図書館の子ども用イベント ※参加費無料・申込不要

乳幼児のお話会	対 象	乳幼児
	日 時	毎月第4水曜日・午前10時30分～
	場 所	2階 多目的ホール
おはなし会	対 象	小学校低学年
	日 時	毎月第2日曜日・午後3時～
	場 所	1階 親子室
子ども映画会	内 容	春と夏の年2回実施 詳細は広報やポスターにてお知らせ
ブックスタート事業	内 容	4～5か月児相談時に絵本2冊などが入っ たブックスタートパックを贈呈。 小学校1年生に、本1冊と読んでほしい 本のリストを贈呈。

※毎月の日程は、利根町図書館ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

利根町図書館

☎ 0297-68-8868

とねりんのこと知ってる？

みんな なかよ 仲良くしてね～♪

こんにちは～！利根町の田んぼから生まれた妖精「とねりん」だよ♪
とねりんは利根町が、だあいすき♡ だから、とねりんのお洋服には、利根町自慢の、
きれいなもの、おいしいものがたくさん詰まっているよ☆
好きな食べ物は、利根町のおいしいお米で作ったおにぎりと、いちごとアスパラ♡
趣味は農機具の運転で、特技は田植えと稲刈り！すごいでしょ？
え？とねりんの年齢と性別？ 妖精だからよくわからないなあ。



利根町観光協会イメージキャラクター 「とねりん」

♡02：とね子育て支援センター

子育て相談ができます！
ママ友をつくりましょう！

内 容

利根町在住の未就園児とその保護者の方を対象に支援を行っています。里帰りの方もご利用いただけます。

子育て真っ最中の方同士の情報交換や気分転換の場所として、お子さま同士のふれあい体験の場としてご利用ください。また、担当保育士に子育てについての不安や悩み等を相談することもできますので、ひとりで悩まずお気軽にお立ち寄りください。

活動は、場所の指定がない限り文間保育園内で行っています。公園遊びやママのお楽しみなども年数回行っていますので、ぜひご参加ください。

月の活動予定は、広報、町公式ホームページまたは子育て支援課前に設置しているおたよりで確認できます。

【活動内容】とね子育て支援センターの活動を一部ご紹介します。

活 動 名	内 容
年齢別のサークル (すくすく、よちよち、ねんね、赤ちゃん)	各年齢（右記対象年齢表参照）に合わせた活動をしています。季節に合わせた制作や散歩、親子のふれあいタイム、保護者同士の情報交換、保育士による絵本、紙芝居の読み聞かせ、踊りや歌など、様々な経験ができます。
にこにこ広場	みんなで挨拶をすませてから、園庭や室内で好きな遊びを楽しんだり、保護者同士の情報交換ができます。 対象：未就園の親子
にこにこ赤ちゃん	室内でのんびり遊んだり、園庭を持参したベビーカーでお散歩しながら、保護者同士の情報交換もできます。 対象：ねんね、赤ちゃん、マタニティさん
すっきりサロン	引っ越してきたばかりで、まだお友達がいない親子の方、昼間お子さんやお孫さんと二人きりで過ごされている保護者や祖父母の方、ちょっと話をしたい、聞いて欲しいという親子の方など、皆さん、おしゃべりしてすっきりしましょう！

【年齢別サークルの対象年齢】（令和7年度）

サークル名	対 象 年 齢
すくすく	令和4年4月～令和5年3月生まれ
よちよち	令和5年4月～令和6年3月生まれ
ね ん ね	令和6年4月～令和7年3月生まれ
赤ちゃん	令和7年4月～

※マタニティさんは、ねんね・赤ちゃんの日に遊びに来てください。

※とね子育て支援センターの場所は、利根町MAP

(P.48, 49) でご確認ください。

お問い合わせ

とね子育て支援センター（文間保育園内） ☎ 0297-68-3194

住所：利根町立木755

とねりんの利根町イベント紹介②

利根町消防出初式

開催日時

1月初旬 午前10時から（予定）

開催場所

利根町役場（予定）

イベント内容

- 第1部 消防団員・消防署員による
観閲入場及び機械器具点検
- 第2部 式典（表彰）
- 第3部 アトラクション

参加申し込み

不要。当日直接会場にいらしてください。

詳細、開催日時などにつきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

防災危機管理課 消防交通係

☎ 0297-68-2211

出初式（でぞめしき）は新春恒例行事の一つなんだ。

1月初旬に利根町役場で開催するよ。
町のみんなの安心安全を守る消防団員・
消防署員のかっこいい姿を見に来てね！



♥03：町内子育て支援団体

団体・活動場所

有志の子育てサークルについて、町内在住の未就園児を対象として活動する団体をご紹介します。

親子ふれあいサークル ぽこぽこ	内 容	親子ふれあい遊び
	対 象	利根町在住の未就園児親子。出産で里帰り中の方も大歓迎。
	場 所	利根町文化センター 1 階 児童室
	日 時	毎月第 2 水曜日 午前 10 時 30 分～正午
親子ふれあいサークル ぽこぽこぶらす	参加方法	事前申し込み不要です。活動日に直接いらしてください。
	内 容	親子ふれあい遊び
	対 象	利根町在住の 0 才～未就学児親子。少し大きい子向けの遊び場を 4 月よりオープン！
	場 所	利根町文化センター 2 階 研修室
赤ちゃん絵本をつなぐ ぶちぶち	日 時	毎月第 3 水曜日 午後 3 時 15 分～午後 4 時 45 分
	参加方法	事前申し込み不要です。活動日に直接いらしてください。
	内 容	絵本の読み聞かせ
	対 象	利根町在住の未就園児親子。出産で里帰り中の方も大歓迎。
	場 所	利根町図書館 2 階 多目的ホール
	日 時	12 月を除く毎月第 4 水曜日 午前 10 時 30 分～正午
	参加方法	事前申し込み不要です。活動日に直接いらしてください。

上記団体の活動予定等は、図書館、利根町国保診療所、役場 子育て支援課前に設置しているおたより（『ぽこぽこ』、『ぶちぶち』）で確認できます。保健福祉センターやとね子育て支援センターでも配布しています。

ぽこぽこ、ぶちぶちの情報は町公式ホームページトップページの「子育て支援」バナー内「町内子育て支援団体」で確認できます。（町民活動情報サイト「とねっと」にリンクしています）

各団体の問い合わせ先は、上記おたより等をご確認いただくか、子育て支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係

☎ 0297-68-2211

♥04：スポーツ少年団事業

対 象

小学校 1 年生～6 年生

登録中の団体

- 文間スポーツ少年団（マラソン・陸上選手権等の大会に参加）
- 利根キッカーズスポーツ少年団（サッカー大会の主催及び各種大会への参加）
- 利根フェニックススポーツ少年団（各種少年野球大会に参加・日本ウェルネススポーツ大学との野球交流会）



お問い合わせ

生涯学習課 社会体育係

☎ 0297-68-2211

♥05：子ども体験学習事業

内 容

学習や体験を通して知識や技術の向上と、創意工夫の力を身につけ、町内小学生の仲間意識を深める事業です。

夏休み子ども体験教室

事業名	内 容	対 象
日本の伝統文化を学習	「お琴」「茶道」「華道」「縄文式土器づくり」など	町内小学生（小学校1年生～6年生）
わくわく体験教室	茨城県おもしろ理科先生の理科実験工作など	

星空の観察

事業名	内 容	対 象
星空観察教室	天体望遠鏡で星空を観察する。	町内小学生（小学校1年生～6年生）及び保護者

自然体験学習

事業名	内 容	対 象
孺恋村自然体験交流事業	町内小学生5・6年と孺恋村の児童により孺恋村での自然体験及び児童との交流を図る。	町内小学5・6年生
上野村自然体験交流事業	町内小学生5・6年が上野村での自然を体験する。	町内小学5・6年生

手続き

町内小学校を通して募集要項を配布します。申込書に記入の上、学校に提出してください。

お問い合わせ

夏休み子ども体験教室・星空の観察について → 生涯学習センター
自然体験学習について → 生涯学習課 社会教育係

☎ 0297-68-3263

☎ 0297-68-2211

♥06：英語教室事業

内 容

利根町在住の小学生を対象に、外国人講師と遊びながら、英語に慣れ親しむことができるよう毎月英語教室を開催しています。

対 象

小学校1年生～6年生

場 所

利根町生涯学習センター1階 多目的室

日 時

町内小学校を通して、毎月開催日をお知らせしています。
午後1時30分～午後2時30分

参加方法

事前申し込み不要です。開催日に直接いらしてください。



お問い合わせ

生涯学習センター

☎ 0297-68-3263

♥07：生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（県事業）

内 容

生活保護受給世帯や準要保護世帯などの児童・生徒に対し、学習支援や進学などの助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として実施しています。

対 象

小学校1年生～中学校3年生

申込方法

対象世帯に直接案内します。
※教室会場、日時については参加者募集案内において、お知らせします。

お問い合わせ

福祉課 社会福祉係

☎ 0297-68-2211

住まい・暮らしの応援

♡01：利根町新築マイホーム取得助成金

※ 取得とは、住宅を新築、建て替えまたは建売住宅を購入し、所有権保存登記または所有権移転登記することです。

内 容

住宅取得の初期費用の負担を軽減し、転入人口の増加及び転出人口の抑制を図り、定住を促進することを目的として、所定の要件を満たす方に助成金を交付しています。なお、助成金の交付は、同一物件、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとなります。

対 象

次に掲げる全ての要件を満たしている方が交付対象となります。

- (1) 平成27年4月1日以降に町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入して5年以上定住する方
- (2) 住宅居住者のうち、取得した住宅の所有権の持分を2分の1以上有する方
- (3) 町内の自治会等に参加している方。ただし、当該地域に自治会等が存在しない場合は除く。
- (4) 納付すべき町税等に滞納がない方

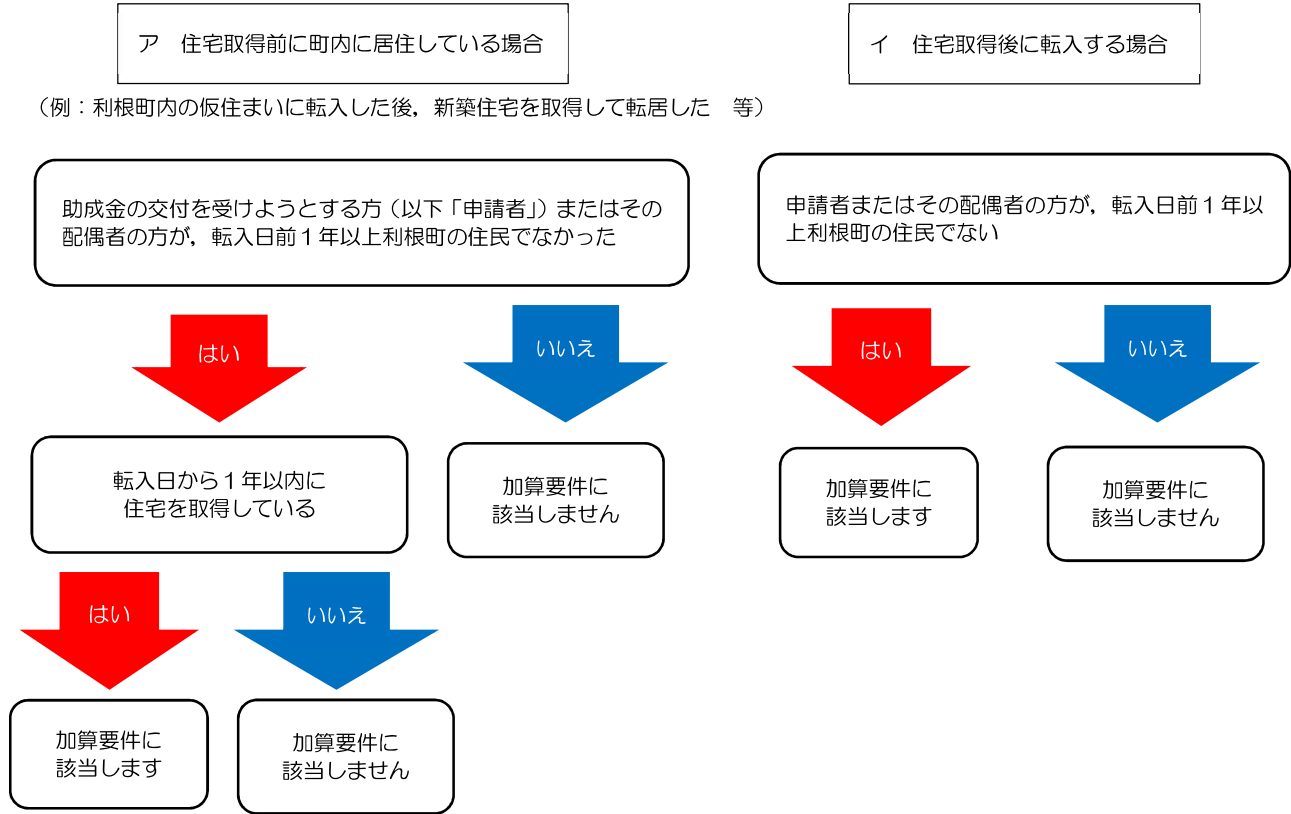
助成金額

基本額 25万円（加算により、最大55万円）

加算要件	加算金額
中学生以下の子供と同居する世帯	当該子ども一人につき5万円（上限15万円）
転入世帯 ※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

加算事由に該当する場合は助成金額に上記加算額を加えます。
助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとします。

※ 転入世帯加算要件フロー



手続き

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、利根町ホームページをご覧ください。政策企画課地域振興係までお問い合わせください。

♡02：空き家子育て活用促進奨励金

内 容

中学生以下の子供と同居する方が、空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入または賃借した際、引越し費用や仲介手数料の補助として一律 20 万円を助成します。

助成金額

20 万円

対 象

次に掲げる要件すべてを満たす方

- (1) 空き家を購入、または賃借をし、当該空き家に 5 年以上居住する方
- (2) 中学生以下の子供と同居する方
- (3) 納付すべき市区町村民税等（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がない方
- (4) 本町の自治会に加入している方



空き家の条件

次に掲げる要件をすべて満たす空き家

- (1) 空き家バンクに登録されているものであること
- (2) 登記事項証明書に表示された床面積が 50 平方メートル以上の家屋であって、当該床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が、専ら自己の居住の用に供されているものであること
- (3) 建築基準法に規定する建築確認を受けている建築物であること

手続き

詳細は、生活環境課にお問い合わせください。

お問い合わせ

生活環境課 環境衛生係

☎ 0297-68-2211

♡03：利根町ふれ愛タクシー（デマンド型乗合タクシー）



内 容

利根町ふれ愛タクシーとは、予約があった利用者の方々を一台のタクシーに乗せて、自宅などからご希望の目的地まで送り届ける公共交通サービスです。同じ運行時間（便）に複数の利用者がいる場合、乗り合いとなるため多少時間はかかりますが、比較的安い料金で目的地へ行くことができます。

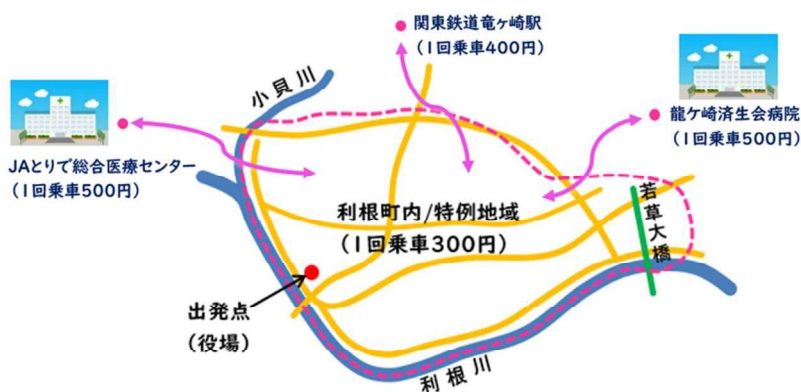
運行範囲

町内及び特例地域、関東鉄道 竜ヶ崎駅、龍ヶ崎済生会病院、JAとりで総合医療センター

※関東鉄道 竜ヶ崎駅と龍ヶ崎済生会病院、JAとりで総合医療センターは途中乗降できません。

特例地域	龍ヶ崎市の一部（南が丘・羽黒町の一部・北方町の一部・豊田町の一部・大徳町の一部・宮淵町の一部） 河内町の一部（生板の一部） 菊地整形外科・菊地歯科・ひかりの森内科クリニックへ行くこともできます。
------	---

運行エリア図



運行時間

時 間：午前 8 時～午後 4 時 30 分

運行日：平日（祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

予約について

各便とも予約締切時間までに、ふれ愛タクシー予約センターに電話予約してください。

【予約受付時間】

平日 午前8時30分～午後5時

※8:00 便は前営業日午後5時までに予約してください。

予約時の注意事項について

- ・帰りも『ふれ愛タクシー』を利用する場合は、同様に予約が必要です。
- ・運行時間は、車が基地局（役場）を出発する時間です。時間に余裕を持って予約してください。
- ・天候・道路状況等によって遅れる場合があります。予めご了承ください。
- ・やむを得ず予約をキャンセルする場合には、運行時間の30分前までに予約センターまで連絡してください。8:00 便をキャンセルする場合は、布川交通株式会社（☎ 0297-62-5558）まで直接連絡してください。

利用料金

300 円～500 円/ 1 乗車あたり

※3才児未満は無料。3才児～未就学児は利用料金の半額です。



運行時間と予約締切時間

運行開始時間 (※役場を出発する時間)			予約締切時間
(1号車) 町内/ 特例地域 内	(2号車) 龍ヶ崎済生会 病院/ 関東 鉄道竜ヶ崎駅 行	(3号車) JAとりで 総合医療戦 センター 行	
8:00	8:00	8:00	前運行日 17時まで
9:30	9:30	9:30	利用日の7 日前から左 記運行開始 時間のそれ ぞれ 30 分 前まで
11:00	11:00	11:00	
12:00	12:00	—	
13:30	13:30	13:30	
15:00	15:00	15:00	
16:30	16:30	16:30	

お問い合わせ

政策企画課 政策企画係
ふれ愛タクシー予約センター

☎ 0297-68-2211
☎ 0297-61-7080

♡O4：福祉バス（福ちゃん号）

内 容

町内に設けたバス停を循環し、運行しています。料金は無料で、乗り降りができる方であればどなたでも利用できます。公共機関や医療機関・商業施設などに行くときにご利用ください。ただし、大きな荷物は通路をふさいでしまいますので、ベビーカーなどは折りたたんで座席内に収まるものしか持ち込めません。

時刻表・路線図及び運行日は「こころの健康づくりカレンダー」か、町公式ホームページでご確認ください。



お問い合わせ

保健福祉センター 庶務係

☎ 0297-68-8291

その他

♡01：赤ちゃんテントの貸し出し

内 容

乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境づくりを推進するため、町内で開催されるイベント等への参加者がおむつ交換や授乳を行えるよう「赤ちゃんテント」を無料で主催者（団体）に貸し出しています。

貸し出しする備品

- ・テント一式 1.8m×2.7m（四方幕付）
- ・テント固定用重り 10kg×4 個
- ・おむつ交換台 1 台
- ・パイプ椅子 2 脚

お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771



♡02：低所得世帯中学校入学時援助

内 容

低所得世帯の児童が中学校に進学する際に、シャージー式、上履きを支給することにより経済的支援を行います。
詳しくは、利根町社会福祉協議会にお問い合わせください。

お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771

♡03：交通遺児見舞金

内 容

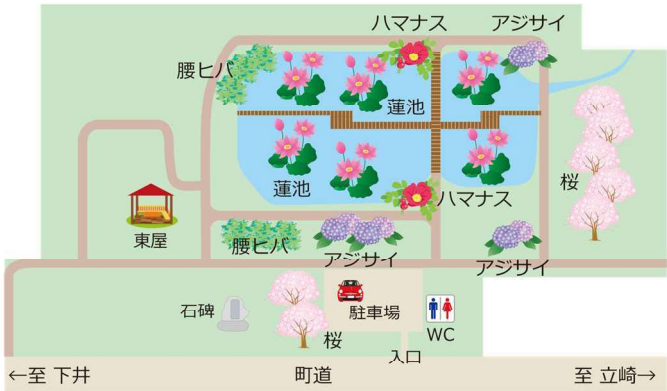
町内在住者で交通事故により遺児になられた方で、18歳未満（高校生以下）の方へ、見舞金を贈呈します。
詳しくは、利根町社会福祉協議会にお問い合わせください。

お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771

利根町のおすすめスポット

♡01：利根親水公園

豊田南用水脇の湿地帯を利用して整備された公園で、古代ハスやアジサイなど季節の花々を楽しむことができます。



住 所

利根町中谷 1628

主要施設

池，東屋，トイレ，駐車場（普通車 14 台・軽自動車用 1 台・身障等用 1 台）

花の見ごろ情報

花の名前 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
桜												
カキツバタ・ノハナショウブ												
ヒメスイレン												
アジサイ												
古代ハス												
寒椿（カンツバキ）												

♡02：利根川桜づつみ

利根町役場近くから利根川沿いに桜並木が続いています。毎春，お花見をしながら散歩を楽しむことができます。



- ❁ ごみのお持ち帰りをお願いします。
- ❁ 利根親水公園と桜づつみの場所は，利根町MAP（P.48）でご確認ください。



利根町マップ



マークの 説明		公共施設等		郵便局		歯科医院		小学校
		図書館		銀行		認定こども園		中学校
		消防署		農業協同組合		保育所		高等学校
		交番		医院		病児保育室		大学

医 院

	利根町医療機関	住所	電話番号
01	鈴木内科医院	利根町早尾 890-1	0297-68-3100
02	早尾台医院は閉院しました		
03	服部内科医院	利根町布川 2830-1	0297-84-6063
04	利根町国保診療所	利根町羽中 200	0297-68-2231
05	もえぎ野台よつば診療所 (R7.4月現在 休診中)	利根町もえぎ野台 1-1-8	0297-85-5581
06	山中医院	利根町中田切 1-1	0297-68-7287
07	協和ガーデンクリニック	利根町下井 327-3	0297-68-8017

歯科医院

	利根町医療機関	住所	電話番号
01	尾上歯科医院	利根町下曽根 289	0297-68-9292
02	杉山歯科医院	利根町布川 618-312	0297-68-6516
03	太子堂歯科医院	利根町布川 3244-3	0297-68-8080
04	平田歯科医院	利根町羽根野 850-269	0297-68-8132
05	早尾台医院は閉院しました		
06	協和ガーデンクリニック	利根町下井 327-3	0297-68-8118

公共施設等

	公共施設等	住所	電話番号
 01	利根町役場	利根町布川 841-1	0297-68-2211 (代)
 02	利根町保健福祉センター	利根町下曽根 221-1	0297-68-8291
 03	利根町生涯学習センター	利根町中谷 967	0297-68-3263
 04	利根町歴史民俗資料館	利根町中谷 967	0297-68-4600
 05	利根町文化センター	利根町下曽根 187	0297-68-7881
 06	利根町図書館	利根町下曽根 278-1	0297-68-8868
 07	利根町民すこやか交流センター (利根町社会福祉協議会)	利根町布川 2968	0297-68-7771
 08	文間地区農村集落センター	利根町大房 488-2	0297-68-6694
 09	利根東部農村集落センター	利根町加納新田 2736	0297-68-4224
 10	布川地区コミュニティセンター	利根町布川 2958-1	0297-68-2849
 11	利根浄化センター	利根町布川三番割	0297-68-3301
 12	利根消防署	利根町横須賀 1163	0297-68-3755
 13	利根地区交番	利根町中田切 40	0297-68-2110
 14	利根郵便局	利根町布川 2599	0297-68-2001
 15	東文間郵便局	利根町立崎 106-5	0297-68-2314
 16	J A水郷つくば わかくさ支店	利根町中田切 146	0297-68-2934
 17	利根町商工会	利根町布川 2947	0297-68-7417
 18	常陽銀行	利根町布川 3331	0297-68-2111

認定こども園・保育所等

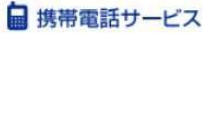
	認定こども園・保育所等	住所	電話番号
 01	利根二葉幼稚園	利根町羽根野 850	0297-68-4633
 02	利根大和幼稚園	利根町布川 2070	0297-68-3438
 03	布川保育園	利根町布川 3003-2	0297-68-3501
 04	文間保育園 (とね子育て支援センター)	利根町立木 755	0297-68-3194
 05	東文間保育園	利根町中谷 1005-1	0297-68-2303
 06	もえぎ野わかば保育園	利根町もえぎ野台 1-1-8	090-3241-3959
 07	もえぎ野わかば保育園 病児保育室	利根町もえぎ野台 1-1-8	090-1664-6779

学 校

	学校	住所	電話番号
 01	利根小学校 (旧布川小学校)	利根町布川 4230	0297-68-2055
 02	健康増進等複合施設 (旧文小学校)	利根町下曽根 254	
 03	総合教育センター (旧文間小学校)	利根町大房 228	
 04	利根中学校	利根町横須賀 1277	0297-68-2855
 05	日本ウェルネススポーツ大学	利根町布川 1377	0297-68-6787
 06	竜ヶ崎南高等学校	龍ヶ崎市北方町 120	0297-64-2167

救急・消防 ➡ 119 番

警 察 ➡ 110 番

内容	
診療時間・診療科目	場所・電話番号
休日夜間緊急診療所 ：休日・夜間の子どもの発熱や大人の急病、怪我などに対応するために診療を行っています。	
●診療時間 土曜日 午後5時～翌朝午前9時 日曜祝日・年末年始 午前9時～翌朝午前9時 ●診療科目 ：内科・外科	取手北相馬保健医療センター医師会病院内休日夜間救急診療所 ●住所 ：取手市野々井 1926 ●電話番号 ：0297-78-6111
小児救急医療輪番制 ：休日や夜間に病気になったお子さんの診療を下記の医療機関が行っています。	
●診療時間 【夜間（金曜日以外）】 午後5時～午後11時 【休日昼間（日曜日・金曜日以外）】 午前9時～午後5時 ※祝日以外の土曜日は正午～午後5時	JAとりで総合医療センター ●住所 ：取手市本郷 2-1-1 ●電話番号 ：0297-74-5551 ＊受診する場合は、 <u>必ず事前に医療機関に電話をしてください。</u>
●診療時間 【金曜日夜間】 午後5時～午後11時 【日曜日・金曜日昼間】 午前9時～午後5時	守谷第一病院 ●住所 ：守谷市松前台 1-17 ●電話番号 ：0297-45-5111 ＊受診する場合は、 <u>必ず事前に医療機関に電話をしてください。</u>
茨城県救急医療情報システム ：急な病気や怪我の時、今診てもらえる医療機関を探すことができます。（歯科以外）	
	救急医療情報コントロールセンター ●電話番号 ：029-241-4199（24時間対応） ●URL ： https://www.qq.pref.ibaraki.jp
茨城子ども救急電話相談 ：お子さんが急な病気で心配な時にご相談ください。看護師がお答えします。	
●受付時間 24時間365日（年中無休）	●電話番号 ・ブッシュ回線、携帯電話から → #8000（短縮ダイヤル） ・すべての電話から → 050-5445-2856 ＊相談は無料です。ただし、通話料は利用者負担となります。
全国版救急受診アプリ Q助（きゅーすけ） ：症状の緊急度を判定します。救急車を呼ぶ目安としてご利用ください。	
総務省消防庁「Q助」案内サイト	総務省消防庁「Q助」案内サイト ●URL ： https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html

利根町子育て支援ガイドブック

第1版 令和7年5月1日

編集 利根町 子育て支援課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1

☎0297-68-2211

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/>